

O PEN

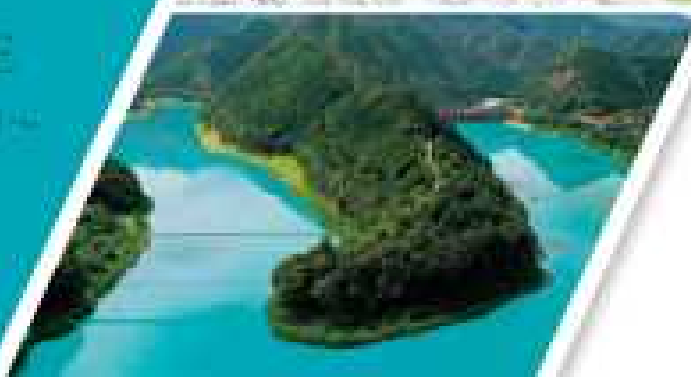
～開かれたまちづくり～

H OPE

～希望の持てるまちづくり～

C HALLENGE

～開戦できるまちづくり～



第2次 日高川町 長期総合計画 後期基本計画

地域の個性で創る 元気創造空間
日高川町

令和5年3月
日高川町

ごあいさつ

本町は、平成17年、川辺町、中津村、美山村の3町村の合併により誕生しました。さらに、平成30年には、新たなまちづくりの指針となる「第2次日高川町長期総合計画」を策定し、「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」という将来像の実現に向けて、総合的なまちづくりに取り組んでいるところであります。



その間、本格的な人口減少社会の到来、ICT社会の進展、災害の激甚化はもとより、これらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症が発生・流行する中でウクライナ情勢が緊迫化するなど、社会情勢は急激な変化に見舞われています。こうした背景の中で住民ニーズは複雑多様化し、地域間競争の激化が見込まれると同時に、DX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みが求められています。

このたび策定した「第2次日高川町長期総合計画 後期基本計画」では、令和3年に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」をはじめ、町を取り巻くさまざまな状況を捉えつつ、それらへの対応を盛り込んだものとなっています。まちづくりを取り巻く課題は山積している中ではありますが、本町の豊かな資源を将来世代に引き継いでいくため、本町の実情を踏まえながら、複雑多様化する住民ニーズへの対応を進めていく所存であります。計画の実現に向けては引き続き、住民の皆さまのご理解・ご協力のもとで、個人、団体、産学官民などが垣根を越えて連携を図りながら、皆さまが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたっては、「日高川町長期総合計画審議会」をはじめ、多くの関係者の皆さまに貴重なご意見・ご提案を賜りました。この場を借りて感謝申し上げますとともに、今後とも、日高川町のまちづくりへのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和5年3月

日高川町長 久留米 啓史

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第Ⅰ部 序論..... | 1 |
| 第1章 はじめに..... | 2 |
| 1. 後期基本計画策定の背景と趣旨..... | 2 |
| 2. 第2次日高川町長期総合計画の構成と期間..... | 3 |
| 第2章 日高川町の姿..... | 4 |
| 1. 日高川町の人口・世帯等の状況..... | 4 |
| 2. 関係団体ヒアリングの結果..... | 10 |
| 3. 日高川町の特性..... | 12 |
| 第3章 後期基本計画における施策の考え方..... | 14 |
| 1. 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち..... | 14 |
| 2. 活力と交流に満ちた元気産業のまち..... | 14 |
| 3. 豊かな心を育む教育・文化のまち..... | 15 |
| 4. だれもが元気になる健康福祉のまち..... | 15 |
| 5. 自然と共生する快適・安全なまち..... | 16 |
| 6. とともに創る自立したまち..... | 16 |
| 第Ⅱ部 後期基本計画..... | 17 |
| はじめに..... | 18 |
| 1. SDGsを踏まえた施策の推進..... | 18 |
| 2. 後期重点事業..... | 19 |
| 第1章 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち..... | 20 |
| 1. 住環境の維持・向上..... | 20 |
| 2. 土地の有効利用..... | 22 |
| 3. 道路・交通ネットワークの整備..... | 24 |
| 4. 情報ネットワークの整備..... | 27 |
| 第2章 活力と交流に満ちた元気産業のまち..... | 29 |
| 1. 農業の振興..... | 29 |
| 2. 林業の振興..... | 33 |
| 3. 商工業の振興..... | 37 |
| 4. 観光の振興..... | 40 |
| 5. 雇用対策の推進と後継者の定住促進..... | 43 |
| 第3章 豊かな心を育む教育・文化のまち..... | 45 |
| 1. 生きる力を育む学校教育の推進..... | 45 |
| 2. 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成..... | 49 |
| 3. 生涯学習の推進..... | 51 |
| 4. 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承..... | 53 |
| 5. 元気を生み出すスポーツの振興..... | 55 |
| 第4章 だれもが元気になる健康福祉のまち..... | 58 |
| 1. 健康づくり・医療体制の充実..... | 58 |
| 2. 地域福祉の充実..... | 62 |
| 3. 子育て支援の充実..... | 64 |
| 4. 高齢者福祉の充実..... | 67 |
| 5. 障がい児者福祉の充実..... | 70 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第5章 自然と共生する快適・安全なまち..... | 74 |
| 1. 自然環境と調和したまちの創造 | 74 |
| 2. 廃棄物処理等環境衛生の充実 | 77 |
| 3. 公園・緑地・水辺の整備 | 80 |
| 4. 消防・防災の充実..... | 82 |
| 5. 交通安全・防犯の充実..... | 85 |
| 6. 上下水道の整備 | 89 |
| 第6章 とともに創る自立したまち..... | 91 |
| 1. 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進..... | 91 |
| 2. コミュニティ力の発揮..... | 94 |
| 3. 協働のまちづくりの推進..... | 96 |
| 4. 自主自立の自治体経営の推進..... | 98 |
| 資料編 | 101 |
| 1. 諮問書・答申書 | 102 |
| 2. 日高川町長期総合計画審議会条例 | 104 |
| 3. 日高川町長期総合計画審議会委員名簿..... | 106 |
| 4. 策定経過 | 107 |
| 5. 成果指標の設定 | 108 |
| 6. 用語解説..... | 113 |

第 I 部 序論

第1章 はじめに

1. 後期基本計画策定の背景と趣旨

日高川町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に、平成30年度を初年度とする「第2次日高川町長期総合計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。総合計画とは、まちづくりの最上位計画であるとともに、総合的かつ計画的な町政運営を推進するための“指針”となる計画です。

第2次計画では、まちづくりの原則として、「OPEN ～開かれたまちづくり～」「HOPE ～希望の持てるまちづくり～」「CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～」の3つを定めるとともに、将来像である「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」の実現に向けて、計画的な取り組みを進めてきました。

第2次計画は「基本構想」と「基本計画」の2層から構成されており、基本計画は「前期基本計画」と「後期基本計画」に分けて策定されるものです。前期基本計画は令和4年度に計画期間が終了となるため、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定する必要があります。

この間、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大・流行や、ロシアによるウクライナ侵略などの世界的な課題とともに、ICT社会の急速な進展やDX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素、持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み、災害の激甚化など社会情勢の急激な変化は、私たちの生活へ大きな影響を及ぼし続けています。

このような社会情勢の急激な変化を背景とした住民ニーズ並びに行政に求められるニーズは複雑多様化しています。そのため、このような状況を背景としながら「前期基本計画」による5年間の取り組みを振り返りつつ、引き続き、第2次計画で定めた将来像である「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」を達成すべく、「第2次日高川町長期総合計画 後期基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2. 第2次日高川町長期総合計画の構成と期間

第2次計画は「基本構想」及び「基本計画」により構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

基本構想

構成

本町の特性や課題を総合的に勘案し、あるべき姿と、その実現に向けた施策の大綱、重点施策等を示します。

期間

平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

基本計画

構成

基本構想に基づき、今後推進する主要な施策を体系的に示したもので、急速に変化する社会経済情勢に対応できるよう、前期基本計画と後期基本計画に分けて策定します。

期間

前期基本計画が平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間、後期基本計画が令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

第2章 日高川町の姿

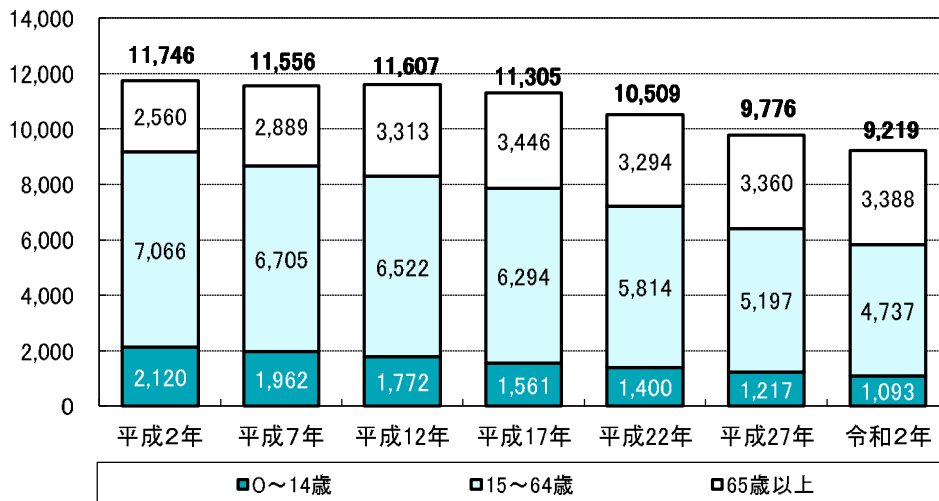
1. 日高川町の人口・世帯等の状況

(1) 人口と世帯

令和2年の国勢調査では、本町の総人口は9,219人となっています。平成7年から平成12年にかけて微増がみられましたが、それ以降は減少が続いています。また、平成22年から令和2年にかけての減少率は12.3%となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2年で36.8%と、3人に1人以上が高齢者となっています。

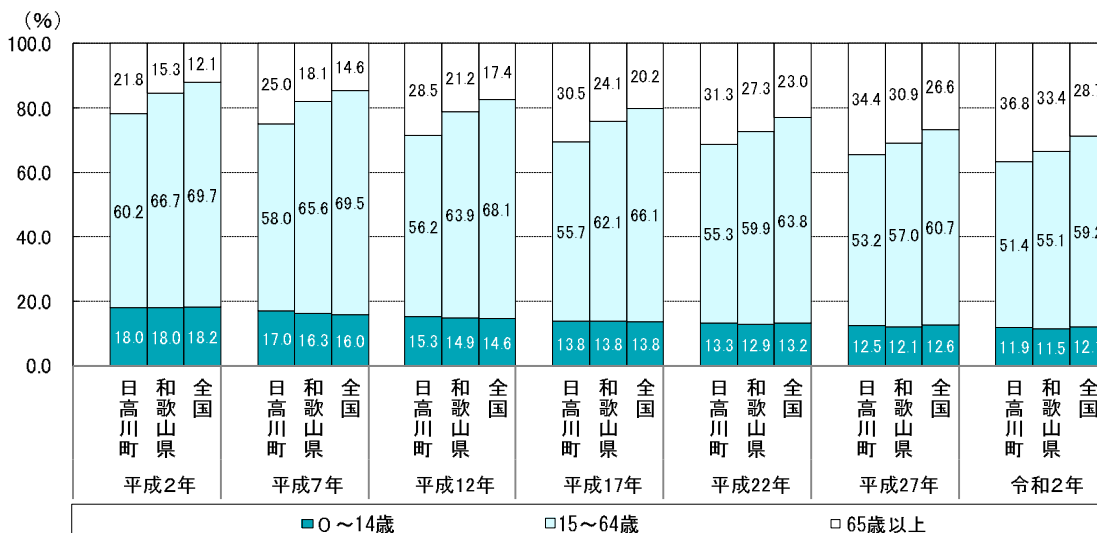
■総人口の推移
(人)



資料：国勢調査

(平成17～27年、令和2年は総数に年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。)

■年齢3区分別人口比率の推移及び全国、和歌山県との比較

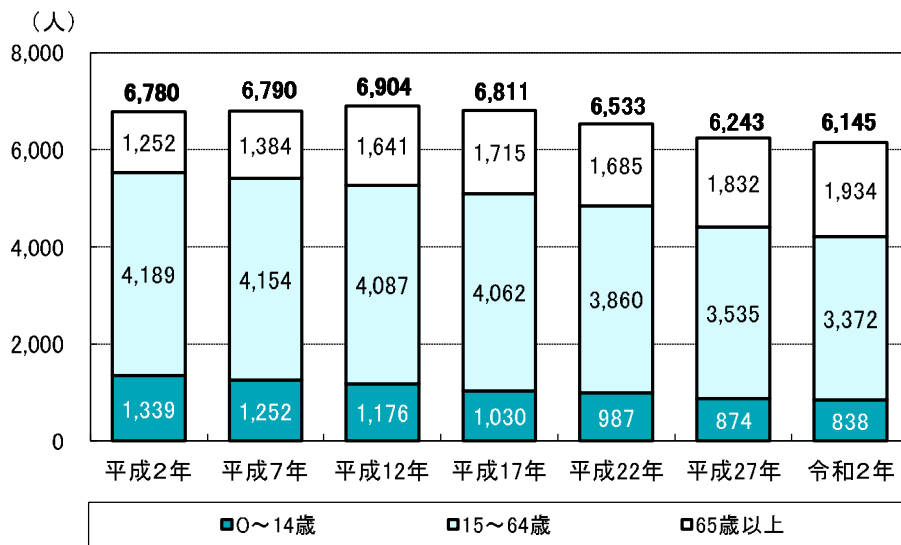


資料：国勢調査

各地区の人口の推移についてみると、総人口における平成7年から平成12年にかけての微増は、川辺地区と中津地区における増加によるものとなっています。以降は、いずれの地区も減少傾向となっています。

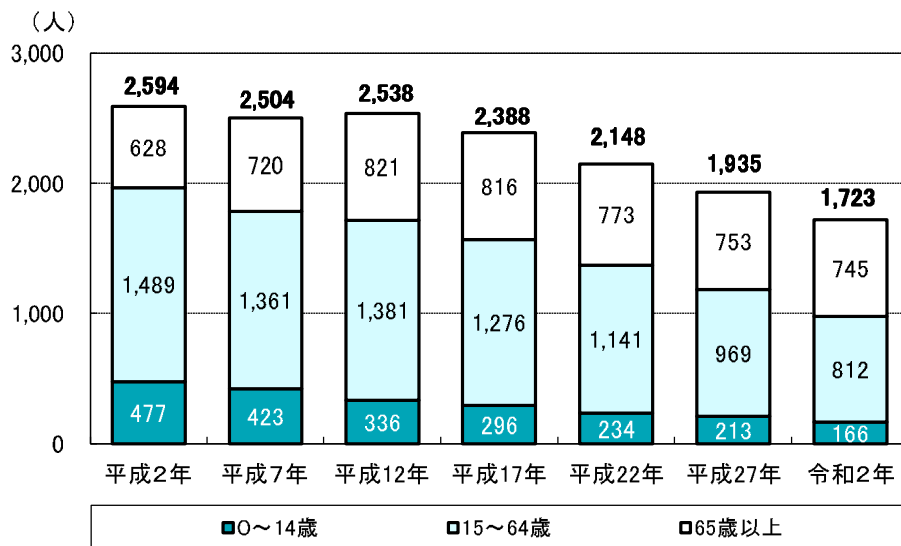
また、各地区における年齢3区分別人口比率をみると、川辺地区、中津地区、美山地区と段階的に少子高齢化が進んでおり、特に美山地区における高齢化率は52.5%と高くなっています。一方で、令和2年の川辺地区における年少人口（0～14歳）割合は13.6%となっており、前述の全国（12.1%）及び和歌山県（11.5%）を上回る水準となっています。

■川辺地区の人口の推移



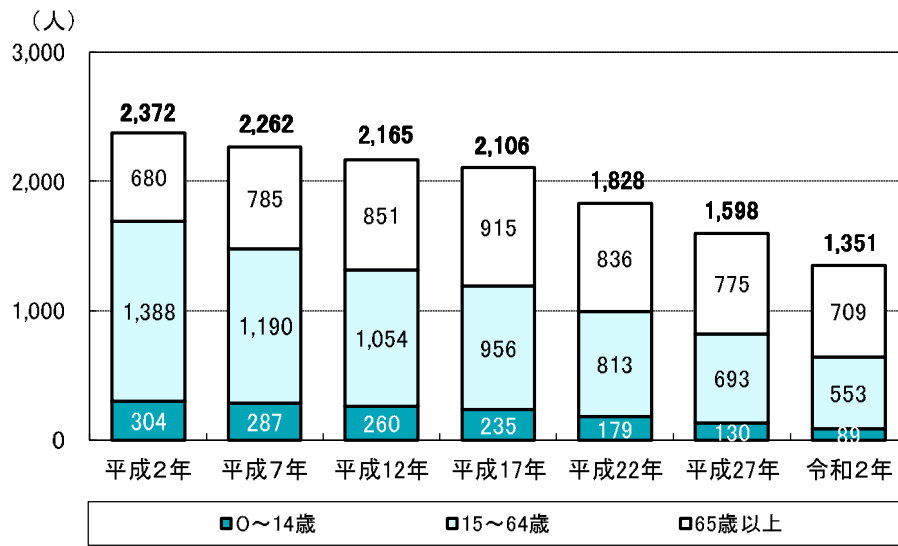
資料：国勢調査
 （平成17～27年、令和2年は総数に年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。）

■中津地区の人口の推移



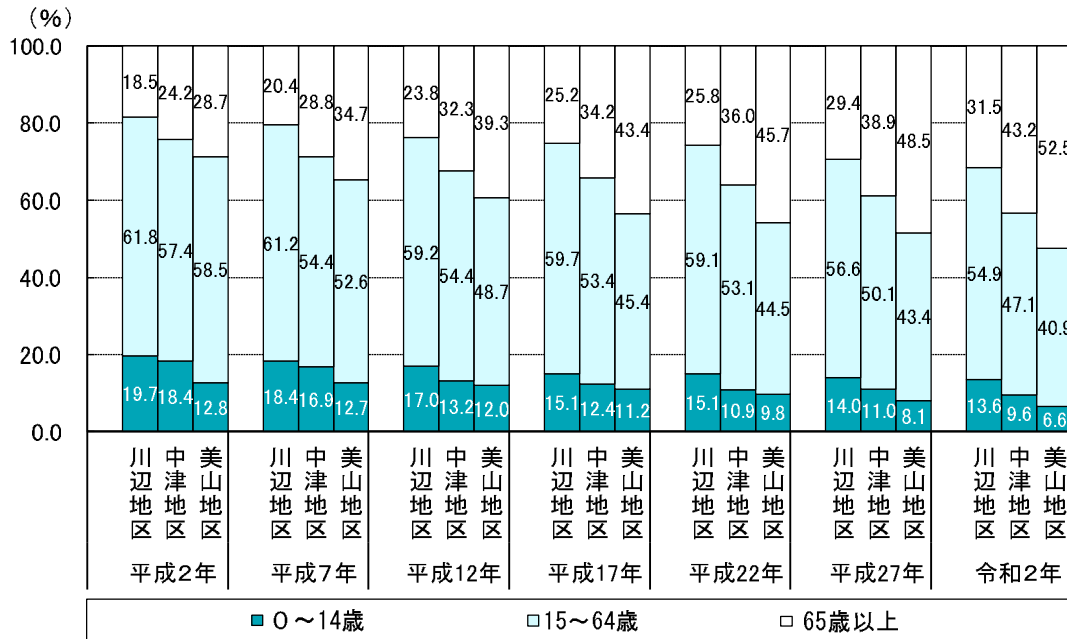
資料：国勢調査

■美山地区の人口の推移



資料：国勢調査

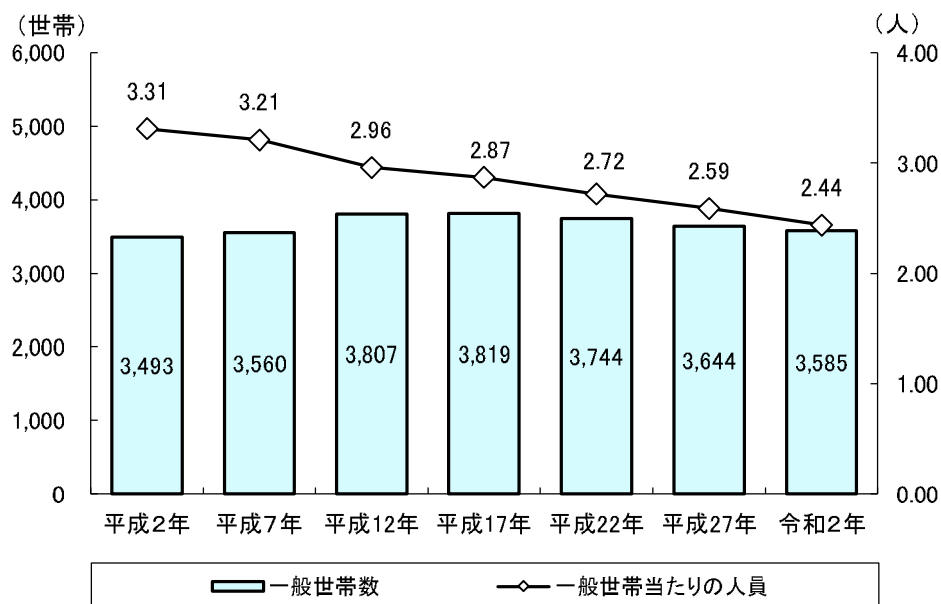
■各地区における年齢3区分別人口比率の推移の比較



資料：国勢調査

本町の一般世帯数と一般世帯当たりの人員の推移をみると、一般世帯数については平成17年をピークに、わずかながら減少傾向となっています。また、一般世帯当たりの人員については、平成2年から減少傾向となっており、世帯当たりの人員が減少する核家族化が進んでいます。

■ 一般世帯数と一般世帯当たりの人員の推移



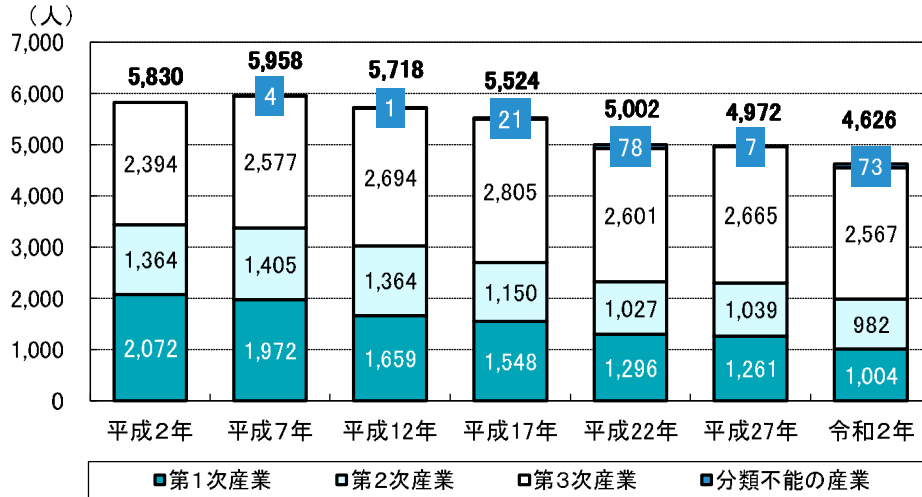
資料：国勢調査

(2) 産業構造

本町の就業者数は、平成7年をピークに減少傾向となっています。

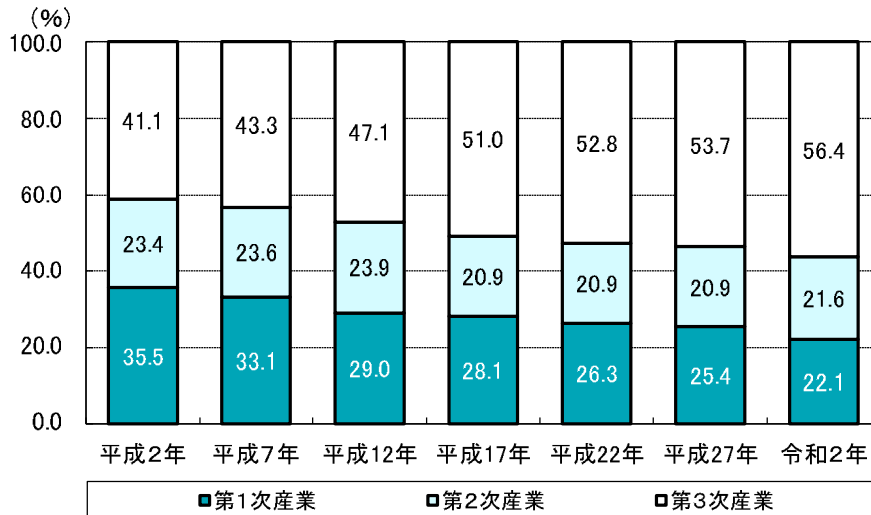
産業3部門別就業者比率の推移をみると、平成2年から令和2年にかけて第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

■産業3部門別就業者数の推移



資料：国勢調査

■産業3部門別就業者比率の推移

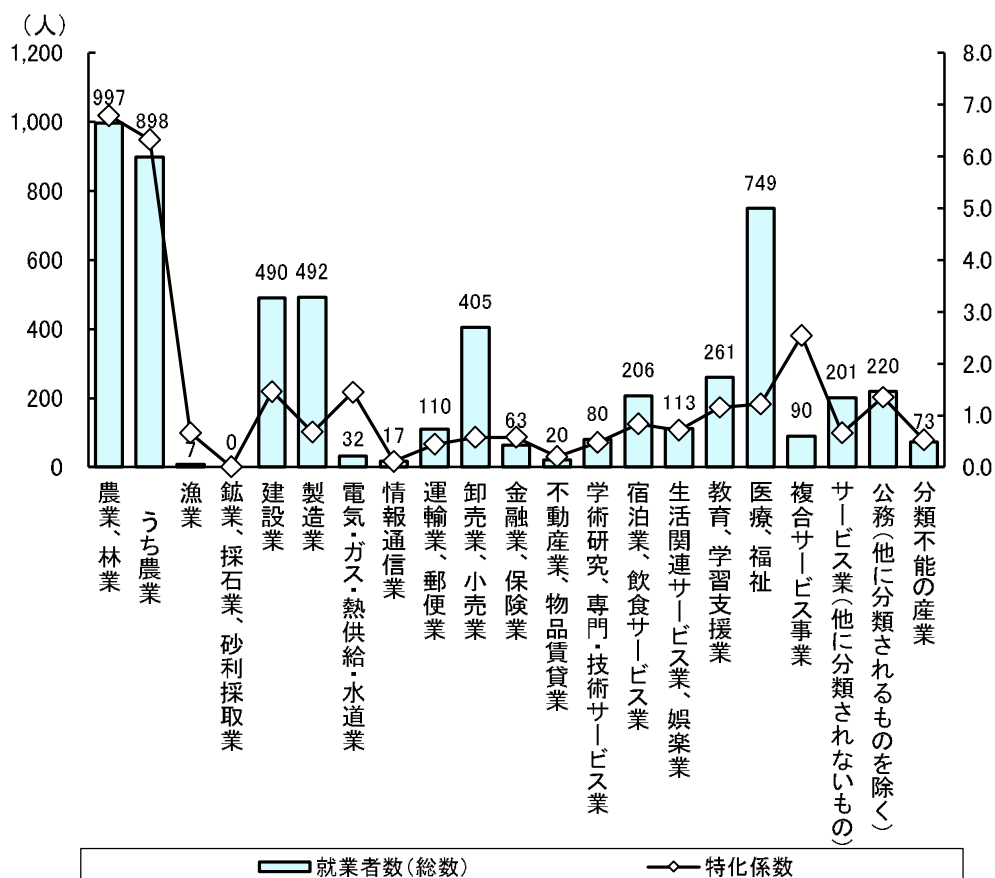


資料：国勢調査

本町における産業別就業者数については、「農業、林業」「医療、福祉」の順に多くなっています。

特化係数については、「農業、林業」が非常に高くなっており、本町の基幹産業であるといえます。

■産業別就業者数の状況及び特化係数



資料：国勢調査（令和2年）

2. 関係団体ヒアリングの結果

(1) 実施概要

本計画の策定にあたっての基礎資料を得るため、各種団体の視点から、まちづくりにおける分野ごとの意見を把握すべく、面談・座談会形式によるヒアリング調査を実施しました。

また、参考資料として前期基本計画策定時の意見・回答内容を位置付けることにより、振り返りの視点も含めた意見聴取としました。

■ヒアリング対象団体と実施日時

| 対象団体名 | 日 時 |
|--------------------------------|--------------|
| 川辺・中津・美山区長会 | 令和4年7月19日（火） |
| 日高川町農業振興協議会・紀中森林組合・ 日高川町商工会 | 令和4年7月25日（月） |
| 寒川寄合会 | 令和4年7月19日（火） |
| 日高川町社会福祉協議会 | 令和4年7月22日（金） |
| 保育所（園）保護者会 | 令和4年7月19日（火） |

（順不同）

(2) 主なご意見について

《川辺・中津・美山区長会》

- ◎ 川辺・中津・美山それぞれの地域課題については、コロナ禍を背景に、より浮き彫りになったものと考えられることから、地域間の格差を是正・軽減していくことが重要です。
- ◎ 日高川町を川辺・中津・美山という一つのまちとして捉えながらも、それぞれの地域性・良さを発信していくことが求められます。
- ◎ 時代背景の移り変わりを捉えながら、その都度、地域に合った適切な取り組みとして見直しを進め、活動していくことが重要です。

「日高川町農業振興協議会・紀中森林組合・日高川町商工会」

- ◎ コロナ禍を背景に IT 技術の利活用が促進されました。これによる影響はネガティブな面とポジティブな面の両側面がありますが、前向きに捉えて経済活動を促進していくことが重要です。
- ◎ 働くことに対するイメージは多様化していることから、その多様性を尊重しつつ、若い世代が選択肢を増やしていけるような取り組みが必要であると考えられます。
- ◎ 地域の連携が時には足枷になる側面も指摘されていることもあり、ゆるやかなつながりの中で活動を進めることができれば、という声もあります。

「寒川寄合会」

- ◎ コロナ禍を背景に、さまざまな取り組みが滞っている側面があります。
- ◎ 高齢化については町内でも特に進んでおり、高齢者（＝65 歳以上）という枠組みについても捉え直す必要性があります。
- ◎ この地域にしかない魅力を磨き上げ、発信することにより、町内外の共感を得て、多様な交流機会を創出していくことが求められます。

「日高川町社会福祉協議会」

- ◎ 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、そして地域の支え合いが安心して進められるよう、取り組みを重ねていくことが重要です。
- ◎ 福祉に対する理解を深めていくために、情報発信の強化とともに、子どもの頃からの教育の充実が求められています。
- ◎ コミュニティの希薄化については、コロナ禍によりそれが加速した側面があります。創意工夫を凝らした取り組みを進めていくことが重要です。

「保育所（園）保護者会」

- ◎ 日高川町の子育て支援は充実しているという評価で、町内外問わず、そのことがうかがえます。
- ◎ 一方、子育て世代が気軽に立ち寄れる公園がないことや、スクールバスの通る主要道路の危険性については、早急な対策が求められます。
- ◎ 働く場所の増加、労働環境の向上については、今後、子育て世代をターゲットに施策展開を図っていく上でポイントになると考えられます。

3. 日高川町の特性

本町は、水と緑の豊かな自然をはじめ、多様な特性・資源を有する特色あるまちです。日高川町らしいまちづくりを進めるにあたっては、特性・資源を生かし、さらに磨きあげていく視点を持つ必要があります。本町の生かすべき代表的な特性は、次のとおりです。

特性1 母なる清流日高川と緑輝く森林をはじめとする 水と緑の豊かな自然が息づくまち

本町は、北部には白馬山脈、東南部には真妻山脈が連なり、森林が総面積の約9割を占める緑輝くまちであるとともに、中央部には日高川が流れ、その支流も含めてうるおいのある水辺空間を形成しており、都市部ではみられない水と緑の美しく豊かな自然が息づいています。

特に、護摩壇山に源を発し、蛇行しながら西へ流れる日高川は、地域の産業や文化、暮らしを育み、昔も今も人々に多くの恵みをもたらしているほか、流域一帯は、四季折々に表情を変える優れた自然景観を誇ります。

特性2 県中央部に位置し、広域道路網の整備等により アクセスに恵まれたまち

本町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、県都和歌山市から約50km、大阪市から約100km、関西国際空港から約80kmの距離にあり、都市部に比較的近接しています。

高速自動車道としては近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、令和3年には川辺インターチェンジのフルインター化とともに有田インターチェンジから印南インターチェンジ間が4車線化されたほか、内陸ルートで和歌山市方面へ通じる国道424号が町の中央部を走るなど、広域アクセスにも恵まれています。

特性3 多種多様な農林産物を生み出す、特色ある農林業のまち

本町は、温暖な気候や日高川の豊かな水、広大な森林資源など、日高地方特有の自然条件を生かし、古くから特色ある農林業の地域として発展してきました。

現在、農業では、和歌山県の主要産物である柑橘類をはじめ、野菜類ではミニトマトやウスイエンドウなどの栽培とともに稲作が行われています。林業では、スギ・ヒノキ材の生産をはじめ、千両・サカキ・高野マキ等の花木栽培やシイタケ等の特用林産物の生産、生産量日本一を誇る紀州備長炭、山菜のブランド加工品など、多種多様な農林産物が生み出されています。平成28年度に発足した紀中森林組合では、林業・木材産業の成長産業化を図るとともに、低コスト林業を推進しています。

特性4 温泉やキャンプ場をはじめ、多彩な 観光・交流・スポーツ施設などがあるまち

本町には、日高川をはじめとした自然資源や農林業資源、歴史文化資源はもとより、きのくに中津荘や中津温泉あやめの湯鳴滝、美山温泉愛徳荘などの豊富な温泉施設、鳴滝キャンプ場、文化教育施設である日高川交流センターやかわべ天文公園、県下最大級のテニスコートを備えたかわべテニス公園、さらには平成 27 年度の国体により整備充実した南山スポーツ公園、ゴルフ場、森林公園、産品展示販売所、防災センター等、多彩で魅力ある観光・交流施設などがあり、本町の貴重な地域資源となっています。

特性5 特徴的な地域の祭礼をはじめとして、貴重な文化遺産を 有する歴史文化のまち

本町は、長い歴史の中で先人たちが築いてきた特徴的な地域文化が脈々と息づく、ロマンあふれる歴史文化のまちです。

安珍清姫伝説で全国的にも知名度の高い道成寺や、奇祭で有名な丹生神社の笑い祭、寒川祭などの地域の祭礼・伝統芸能をはじめとして、有形・無形の貴重な文化遺産が大切に受け継がれています。

また、俳諧師、浮世草子作家として有名な井原西鶴や、歌舞伎の女形役者として一世を風靡した芳澤あやめ、八代将軍徳川吉宗の生誕地といわれており、これらの文化的要素を生かしたまちづくりを進めています。

特性6 心温かく人情味あふれる、移住・交流が活発なまち

本町には、豊かな自然と特徴的な歴史文化、農山村としての歩みなどを背景に、古くから培われてきた人の温かさや人情、地域のつながりが色濃く残っています。

こうした住民性を背景に、各地区におけるコミュニティ活動はもちろんのこと、田舎暮らしを希望する都市部の住民の受け皿となる仕組みづくりの推進により、県下でも指折りの成果を挙げています。他にも花づくり活動や地域安全活動、学習・文化・スポーツ活動や新しいアクティビティの実施など、さまざまな分野において住民の自主的な活動が活発に展開されています。

第3章 後期基本計画における施策の考え方

1. 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

- 住環境の維持・向上
- 土地の有効利用
- 道路・交通ネットワークの整備
- 情報ネットワークの整備

社会経済情勢の変化や住民ニーズの動向等を総合的に勘案し、移住・定住の基盤となる住環境の維持・向上に取り組むとともに、長期的・広域的な視点から、町の持続的発展に向けた土地利用を推進します。

また、近畿自動車道紀勢線や国道・県道の整備促進、町道の整備、公共交通機関の充実等による道路・交通ネットワークの整備、CATV 網を活用した情報ネットワークの整備を進め、人・物・情報の交流や地域間の連携・一体化を促す、便利で安全な町の基盤づくりを進めます。

2. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

- 農業の振興
- 林業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用対策の推進と後継者の定住促進

担い手の育成・確保や生産基盤のさらなる充実をはじめ、特産品の開発・拡充や地産地消の促進、都市との交流の促進、有害鳥獣対策や遊休農地の解消など、地域の特色に応じた柔軟な支援施策を推進し、本町の基幹産業である農林業の振興と、農地・森林の持つ多面的機能の保全・活用に努めます。

また、商工会の育成や企業誘致等により、商工業の振興に努めるほか、多彩な観光・交流施設の有効活用等による滞在型観光・交流機能の充実、さらには雇用対策や後継者の定住促進施策を推進し、活力と交流に満ちた元気産業の育成を進めます。

3. 豊かな心を育む教育・文化のまち

- 生きる力を育む学校教育の推進
- 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成
- 生涯学習の推進
- 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承
- 元気を生み出すスポーツの振興

豊かな心を育む教育・文化のまちづくりに向け、本町の自然や歴史、産業、人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。さらに、生涯を通じて学び続け、充実した人生を送ることができる学習環境づくりを推進します。

また、文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承を進めるとともに、元気を生み出すスポーツ活動の振興に努めます。

4. だれもが元気になる健康福祉のまち

- 健康づくり・医療体制の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい児者福祉の充実

住民一人ひとりの健康寿命の延伸と、そのための健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくり活動の推進、安心できる医療の確保に向け、総合的な健康づくり・医療体制の整備を進めます。

また、心温かく、住民活動が活発な地域性等を生かしながら、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくりを進めるとともに、若い世代が子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護・自立支援体制の充実に向けて取り組むなど、だれもが元気に暮らすことができる健康福祉の環境づくりを進めます。

5. 自然と共生する快適・安全なまち

- 自然環境と調和したまちの創造
- 公園・緑地・水辺の整備
- 交通安全・防犯の充実
- 廃棄物処理等環境衛生の充実
- 消防・防災の充実
- 上下水道の整備

水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、自然環境・景観の保全はもとより、あらゆる環境問題に対応した、総合的な環境施策を推進し、環境と調和したまちづくりを進めます。

また、快適な生活の確保と循環型社会の形成に向けたごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実、うるおいのある親水・親緑空間の保全と創造、さらには近年増加傾向にある集中豪雨やそれに伴う土砂災害、東海・東南海・南海地震への備えをはじめとする、あらゆる災害に強いまちづくり、事故や犯罪のないまちづくり、美しい水環境・水循環の視点に立った上下水道の充実など、危機管理体制の充実を図り、だれもが住み続けたい、移り住みたくない快適で安全・安心な居住環境づくりを進めます。

6. とともに創る自立したまち

- 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進
- 協働のまちづくりの推進
- コミュニティ力の発揮
- 自主自立の自治体経営の推進

性別や世代、障がいの有無に関わらず、社会を構成するすべての人々が尊重され、ともに生きることができるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

また、支え合い、協力し合いながら地域をつくるコミュニティの力が十分に発揮できるよう取り組みを進めるとともに、住民と行政の情報・意識の共有化、多様な分野における住民参画・協働の促進など、住民と行政の新たな関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、限られた経営資源を有効活用し、自主自立のまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくため、行財政全般について常に点検・評価・公表を行いつつ、変化を前向きに捉えながら、住民の視点に立った行財政改革を推進します。

第Ⅱ部 後期基本計画

はじめに

1. SDGs を踏まえた施策の推進

平成 27 年の国連サミットで採択された国際社会全体の 17 の開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に総合的に取り組むものです。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するにあたって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。

そのため、後期基本計画からは SDGs の理念を踏まえた取り組みを推進し、さまざまな地域課題を解決しながら持続可能なまちづくりを進め、引き続き、将来像である「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」の実現を目指すものとします。

各施策において関連する主な SDGs を位置付け、施策を強力に推進していくものとします。



2. 後期重点事業

本町では、令和3年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現できるよう取り組みを進めています。本町の豊かな資源を将来世代に引き継いでいくために、本町の実情に合ったかたちで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

本計画で定めているまちづくりの原則を踏まえながら「小さく生んで大きく育てる」という考え方を念頭に置き、後期計画期間をリードする2つの重点事業に取り組みます。なお、これは前期計画に位置付けていない新たな取り組みでもあります。

まずは、新エネルギー技術の普及に向けた取り組みを推進することにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた足がかりを得ていきます。そして多様な働き方を促進することにより、時代の流れに即した働き方が本町でできるようになり、移住・定住者が本町を選ぶきっかけをさらに充実させていきます。

これらの後期重点事業がまちづくりの好循環を生み出すとともに広く波及していき、本計画のみならず、長期的かつ将来的なまちづくりにも寄与することを目指します。

(1) 新エネルギー技術の普及に向けた取り組みの推進

ゼロカーボンシティの実現を目指して、蓄電池やLED照明の導入などのさまざまな取り組みを推進します。

| 数値目標 | 単位 | 前期計画期間内 実績見込み | 後期計画期間内 目標 |
|-------------|----|------------------|---------------|
| 家庭用蓄電池補助件数 | 件 | 0 | 300 |
| 家庭用LED補助件数 | 件 | 25 | 300 |
| EV充電スポットの設置 | 基 | — | 10 |

(2) 多様な働き方の促進

本町における働き方の多様化を促進すべく、時代潮流に合わせた通信環境の向上に努め、その環境を活用した起業支援に取り組むとともに、移住・定住施策との連携を図ります。さらに、町内企業のPR等を進めることで、町内企業へのUIターン就職者数の増加に努めます。

| 数値目標 | 単位 | 前期計画期間内 実績見込み | 後期計画期間内 目標 |
|-----------------|----|------------------|---------------|
| 町内企業へのUIターン就職者数 | 人 | 0 | 10 |

第1章 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

1. 住環境の維持・向上



【目的と方針】

移住・定住の促進、快適で安全・安心な居住環境づくりに向け、良好な住宅地の形成を進めるとともに、町営住宅の有効活用と民間開発の適切な誘導に努めます。

【現状と課題】

快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の移住・定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、古くから特色ある農林業の地域として発展してきたほか、西部を中心に、恵まれた交通立地条件等を背景に住宅開発が進み、魅力ある住宅地として発展してきました。

しかし、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や転出者の増加に伴って、本町における人口は急速に減少しています。そのため、新たな住宅地の形成や空き家対策などによる移住・定住、I・J・Uターンの促進に向けた施策の充実が求められているほか、環境面への配慮から、合併浄化槽への移行促進に取り組む必要があります。

また、町営住宅については、令和4年4月現在、公営住宅150戸、その他住宅74戸を管理しています。このような状況の中で、老朽化が進む住宅の修繕対応や、合併浄化槽等への移行に向けた取り組みを進めています。その一方で、山間部を中心とした空き住宅の増加や入居希望者の地域的な偏りが課題としてうかがえることから、そういった状況への対応が求められています。加えて、老朽化住宅の建て替えや、高齢化の進行に即した住環境の整備等も課題となっています。

【施策の体系】

| | |
|-----------|-----------------------|
| 住環境の維持・向上 | 良好な住宅地の形成 |
| | 町営住宅の整備・維持管理 |
| | 移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進 |
| | 空き家対策の推進 |

◀主要施策▶

(1) 良好な住宅地の形成

- ① 町の活力向上、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、農地の保全を図るとともに民間開発と適切な連携を図るなど、良好な環境の住宅地の形成を進めます。
- ② 町が保有する未利用の宅地適合地の有効利用に向け、民間との連携を図りながら、集落に点在する未利用の住宅用地の流動化に努めます。
- ③ 東海・東南海・南海地震に備え、関係機関との連携のもと、既存住宅等の耐震診断や耐震改修等の支援を強化します。

(2) 町営住宅の整備・維持管理

既存住宅について、適切な維持・管理はもとより、老朽化に対応した建て替えやバリアフリー化など、福祉的視点に立った改造を進めるほか、空き住宅については防災面での利用や災害時の避難先など、多目的な利用を進めます。

(3) 移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進

町内に定住を希望する若者、I・J・Uターン者等の新規定住希望者や、二地域居住者に対する空き家情報の提供や相談をはじめ、結婚希望者への出会いの場の提供などを積極的に進めます。また、民間事業者との連携のもと、住宅建設の支援や宅地の取得など、定住促進のための効果的な支援施策を検討・推進します。

(4) 空き家対策の推進

- ① 空き家調査の結果に基づき、空き家の状況を把握するとともに、適切な管理や利活用に向けた情報発信に取り組むなど、積極的な展開を図ります。
- ② 老朽化した空き家によるリスクを低減するため、撤去の促進等に取り組めます。また、そのことにより、土地の流動化を促します。

2. 土地の有効利用



【目的と方針】

地域の特色を生かしたまちづくりを進めるため、土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。

【現状と課題】

土地は、住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちが発展するためには、土地の高度利用など有効に利用していく必要があります。

本町ではこれまで、「農業振興地域整備計画」や「森林経営計画」などの土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきましたが、社会経済情勢の変化を踏まえ、定住・交流人口の増加や農地・森林の保全及び有効活用、産業振興等に向けた土地利用の推進が求められています。

このため、基本構想「土地利用の方針」に基づき、全町的な土地利用の方向性を明確化し、計画的な土地利用を推進していく必要があります。

また、本町では、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を行っています。平成30年度には中津地区、令和2年度には川辺地区において完了し、令和6年度には美山地区において完了予定となっています。今後も、住民の理解と協働のもと、土地の有効利用を円滑に進めていく必要があります。

■土地利用の状況

(単位：ha)

| | 農用地 | 森林 | 原野 | 水面・河川 ・水路 | 道路 | 宅地 | その他 | 合計 |
|-------|-------|--------|----|--------------|-----|-----|-------|--------|
| 平成28年 | 1,044 | 28,715 | 0 | 1,395 | 686 | 245 | 1,074 | 33,159 |
| 平成29年 | 1,031 | 28,716 | 0 | 1,395 | 594 | 248 | 1,175 | 33,159 |
| 平成30年 | 1,018 | 28,716 | 0 | 1,395 | 688 | 252 | 1,090 | 33,159 |
| 令和元年 | 1,007 | 28,717 | 0 | 1,396 | 687 | 252 | 1,100 | 33,159 |
| 令和2年 | 995 | 28,716 | 0 | 1,395 | 506 | 252 | 1,295 | 33,159 |

資料：企画政策課
(各年10月1日現在)

【施策の体系】

| | |
|---------|-------------|
| 土地の有効利用 | 土地の利活用の推進 |
| | 計画的な地籍調査の推進 |

＜＜主要施策＞＞

（１）土地の利活用の推進

「土地利用の方針」に基づき、土地利用計画を策定するとともに、「農業振興地域整備計画」及び「森林経営計画」の見直しや総合調整を適宜行い、土地の利活用に向けた方向性を定めます。

また、土地利用関連計画や関連法、関連条例等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

（２）計画的な地籍調査の推進

地籍を明確化し、土地を適正かつ有効に利用するため、また、事前防災の観点から、住民への啓発活動や調査体制の充実を進めながら、計画的な地籍調査を推進します。

3. 道路・交通ネットワークの整備



【目的と方針】

防災機能の向上をはじめ、広域的アクセスのさらなる向上や、町全体の発展可能性の拡大、地域間の連携強化に向け、道路ネットワークの計画的な整備を進めつつ、公共交通の利用促進に努めるとともに維持・確保に努めます。

【現状と課題】

道路は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促す重要な基盤です。

令和4年4月現在、本町の道路網は、高速自動車道として近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、川辺インターチェンジが設置されているほか、国道424号、主要県道御坊美山線・御坊中津線を中心に、国道1路線、県道12路線（主要県道6路線、一般県道6路線）、町道565路線によって構成されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら、道路整備を計画的に進めてきましたが、全体的に整備が遅れており、国道・県道については、いまだ車両の対向が困難な箇所が多く、早期の改良が求められています。また、町道においても、狭い箇所や急カーブなどの改良を要する箇所が多いほか、通行不能になると集落が孤立する路線もあり、その対策が急がれます。さらに、数多くの橋梁がありますが、その多くが老朽化していることから修繕が必要となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、国道・県道から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の整備を計画的、効率的に進めていく必要があります。

また、公共交通機関としては、JR紀勢本線が町の西南部を走り、御坊駅や道成寺駅、和佐駅、藤並駅が利用されているほか、民間の路線バス、コミュニティバスが運行しており、広域的な移動手段として、また住民の日常生活における身近な交通手段として大きな役割を果たしています。

今後は、人口減少に伴う利用者数の減少を考慮しつつ、高齢化のさらなる進行等によって移動に制約を受ける人が増加することへの対応や、観光の振興、公共交通の空白地帯への対応等も見据えた中で、これら公共交通機関の利便性の向上とともに、その維持・確保に努める必要があります。

■道路の状況

(単位：km、%)

| | 路線数 | 実延長 | 改良延長 | 改良率 | 舗装延長 | 舗装率 |
|----|-----|---------|---------|------|---------|-------|
| 国道 | 1 | 18.804 | 18.769 | 99.8 | 18.804 | 100.0 |
| 県道 | 12 | 132.658 | 79.239 | 59.7 | 120.954 | 91.2 |
| 町道 | 565 | 462.340 | 170.836 | 37.0 | 353.861 | 76.5 |

資料：建設課
(令和4年4月1日現在)

【施策の体系】

| | |
|----------------|-------------------|
| 道路・交通ネットワークの整備 | 近畿自動車道紀勢線の整備促進 |
| | 国道・県道の整備促進 |
| | 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進 |
| | 鉄道の利用促進 |
| | 路線バスの維持・確保 |
| | コミュニティバスの充実 |

◀主要施策▶

(1) 近畿自動車道紀勢線の整備促進

多様な分野における本町の発展可能性の拡大に向け、近畿自動車道紀勢線（印南～南紀田辺間）の4車線化の早期供用の推進を図ります。

(2) 国道・県道の整備促進

広域アクセスの向上、地域間のネットワーク化に向け、国道424号及び主要県道御坊美山線・御坊中津線をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ① 安全性・利便性の向上、今後の災害発生時における集落の孤立の未然防止等を勘案しながら、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、住民参画・協働のもと、道路の維持管理の充実を図ります。
- ② 町管理の橋梁 413 橋及びトンネル 7 本について、5 年ごとに点検を行い、計画的な修繕を進めていきます。

(4) 鉄道の利用促進

県等の関係機関との連携強化のもと、JR 紀勢本線の利便性・快適性の向上を促進していくとともに、「乗って残す」PR 活動の推進等により利用促進に努めます。

(5) 路線バスの維持・確保

住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段として、関係機関との連携のもと、「乗って残す」意識の醸成とともに、利用促進を図りながら、路線バスの維持・確保に努めます。

(6) コミュニティバスの充実

公共交通の空白地帯の存在も勘案し、路線バス等の他の交通手段との連携・調整を行いながら、地域の意見を尊重しつつ、効率的な運行形態について検討し、利用促進を図るとともに、その維持・確保に努めます。

4. 情報ネットワークの整備



【目的と方針】

住民生活の質的向上と町全体の活性化に向け、CATV 網の利活用を進めるなど、町全体の情報化を推進します。

【現状と課題】

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、だれもがネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受信・発信できる環境が実現しています。

本町ではこれまで、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業によるCATV 網の整備及びこれを利活用した文字放送等の行政情報サービスをはじめ、各種システムの整備や更新、ホームページのリニューアル、情報化に関する学習機会の提供、CATV 網の光化促進など、情報化に向けた各種施策を積極的に推進してきました。

今後は、一定の成果を得た中で、さらなる通信環境の向上とともに、多様化するリスクへのセキュリティ対策が求められることから、CATV 網の利活用等による多様な分野における情報サービスの提供、行政内部の情報化のさらなる推進を図るなど、町全体の情報化を一体的に進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|-----------------|------------------|
| 情報ネットワーク の整備 | 情報通信基盤の充実 |
| | 各分野における情報サービスの提供 |
| | 情報化の環境づくり |
| | 携帯電話の不感地域の解消 |

《主要施策》

(1) 情報通信基盤の充実

情報通信基盤のさらなる充実を図り、次世代通信（ローカル5G）を活用した通信環境の向上に努めます。また、通信事業者との連携のもと、CATV 網の利活用を促進し、だれもが等しく各種情報サービスを利用できる環境づくりを進めます。

(2) 各分野における情報サービスの提供

全町的な地域情報化の視点に立ち、既存のCATV 網やホームページをはじめ、SNS 等の利活用により、防災・防犯分野や保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、産業分野など、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。

(3) 情報化の環境づくり

- ① 観光振興及び防災の観点から、次世代通信環境を活用した情報提供の充実とともにサービスの拡充に努めます。
- ② だれもがICT を安心して活用することができるよう、情報化に関する学習・教育を充実し、情報利活用能力の向上に努めるとともに、時代に即した情報セキュリティ対策を推進します。

(4) 携帯電話の不感地域の解消

携帯電話の不感地域解消に向けた取り組みを進めます。

第2章 活力と交流に満ちた元気産業のまち

1. 農業の振興



【目的と方針】

基幹産業である農業の振興と農村の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、関係機関・団体との連携のもと、担い手の育成、農産物のブランド化の促進をはじめとする多様な取り組みを一体的に推進します。

【現状と課題】

わが国における近年の農業情勢は、耕作放棄地の増加、高齢化や後継者不足に起因する農業人口の減少、経済不況による農産物価格の低迷、農業生産資材等の価格の高騰や輸入農産物の増加などといった厳しい状況のもと、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の育成などが進められています。

本町は、温暖な気候や日高川の豊かな水など、日高地方特有の自然条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。現在、全国的にも味がよいと評判が高い温州みかんをはじめ、梅、八朔等の果樹、ミニトマトやウスイエンドウ、ブロッコリー等の野菜、千両やサカキ等の花き・花木、水稻の生産、さらに熊野牛やホロホロ鳥等の畜産が行われています。

2020年農林業センサスによると、本町の総農家数は869戸、うち販売農家数は580戸で、全体の66.7%を占めています。販売農家の専業兼業別農家数は、専業農家が130戸、第1種兼業農家が84戸、第2種兼業農家が366戸となっています。また、経営耕地面積は547haで、そのうち田が170ha、畑が66ha、樹園地が312haとなっており、樹園地が57.0%を占めています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農業生産基盤の整備や耕作放棄地の解消、担い手の育成等の多様な農業振興施策を展開してきましたが、消費者ニーズの多様化や輸入農産物との競争の激化による価格の低迷等、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による被害の増加といった問題が一層深刻化してきており、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実と、意欲と能力のある担い手の育成を図るとともに、高付加価値作物による他に負けない競争力のある農業を目指すため、生産性の向上やブランド化等を促進し、農業所得の向上に努める必要があります。

また、高齢化が進む小規模農家対策や有害鳥獣対策の強化、产品展示販売所を活用した農産物の販売促進や地産地消、都市との交流の促進など、多様な取り組みを一体的に推進していく必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

| | 総農家数 | 自給的農家 | 販売農家 | 兼業農家 | | |
|-------|-------|-------|------|------|---------|---------|
| | | | | 専業農家 | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 |
| 平成12年 | 1,395 | 427 | 968 | 259 | 185 | 524 |
| 平成17年 | 1,302 | 399 | 903 | 305 | 147 | 451 |
| 平成22年 | 1,193 | 383 | 810 | 300 | 119 | 391 |
| 平成27年 | 1,017 | 324 | 693 | 303 | 84 | 306 |
| 令和2年 | 869 | 289 | 580 | 130 | 84 | 366 |

資料：農林業センサス

■経営耕地面積の推移

(単位：ha)

| | 総数 | 田 | 畑 | 樹園地 |
|-------|-----|-----|----|-----|
| 平成12年 | 919 | 344 | 80 | 495 |
| 平成17年 | 790 | 274 | 65 | 452 |
| 平成22年 | 743 | 271 | 57 | 415 |
| 平成27年 | 650 | 225 | 62 | 363 |
| 令和2年 | 547 | 170 | 66 | 312 |

資料：農林業センサス

【施策の体系】

| | |
|-------|------------------------|
| 農業の振興 | 農業生産基盤の充実と農地の有効活用 |
| | 農業近代化施設の整備 |
| | 担い手及び幅広い人材の育成・確保 |
| | 農産物の生産性・品質の向上、ブランド化の促進 |
| | 鳥獣害対策の強化 |
| | 新たな作型・作目の導入と農産物加工の充実 |
| | 産品展示販売所の充実・活用 |
| | 地産地消の促進 |
| | 都市と農村との交流促進 |
| | 遊休農地・耕作放棄地対策 |

◀主要施策▶

(1) 農業生産基盤の充実と農地の有効活用

- ① 関係機関との連携のもと、農道やパイプライン等の用排水施設の整備、ほ場整備による階段田畑の改良など、農業生産基盤の充実を図ります。
- ② 「農業振興地域整備計画」に基づき、農地の有効活用に努めるほか、中山間地域における農業生産の維持に努めます。

(2) 農業近代化施設の整備

収益性の高い農業を目指すため、低コスト耐候性ハウスの導入や集出荷施設の整備を図るとともに、施設栽培の省エネルギー化に努めます。

(3) 担い手及び幅広い人材の育成・確保

- ① 経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 研修・交流機会の充実や相談・指導体制の強化を通じ、農業後継者やI・J・Uターン等による新規就農者の育成・確保に努めます。
- ③ 若者や女性が能力を發揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。

(4) 農産物の生産性・品質の向上、ブランド化の促進

関係機関・団体との連携のもと、技術指導・支援体制の強化を図り、効率的な生産技術や合理的な作付体系の導入、6次産業化も含む販売力の強化を促進するとともに、高付加価値作物による他に負けない競争力のある農業を目指すため、果樹をはじめ野菜、花き・花木、米、畜産など各作目の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

(5) 鳥獣害対策の強化

イノシシ、シカ、サル、アライグマ等の有害鳥獣から農産物の被害を防止するため、防止対策の支援や講習会の開催、猟友会の協力のもと、環境警備隊の設置や一斉捕獲の実施、地域や関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、地域ぐるみでの自主的な活動を促進し、効率的で有効な鳥獣害対策の強化を図ります。

(6) 新たな作型・作目の導入と農産物加工の充実

- ① 消費者ニーズに即した新たな作型・作目や新品種の導入を促進し、特産品の開発・拡充を進めるほか、農産物加工・販売体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産振興及び新たな加工特産品の開発を促すなど、6次産業化に努めます。また、農産物加工グループの高齢化に鑑み、技術の継承や新規参入の促進に努めます。
- ② 果樹生産農家が気象変動などに影響されずに安定的な収入を確保することができるよう、ハウス導入による野菜栽培等の複合経営を促進します。

(7) 産品展示販売所の充実・活用

町内のふるさと産品展示販売所については、生産物の直売所として、生産者と消費者のお互いの顔がみえる交流の場としての地域産品の販売促進等により、地域農業の活性化を図る施設として有効活用に努めます。

(8) 地産地消の促進

学校給食や他の公共施設との連携、観光関連事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化など、地産地消の促進に努めます。

(9) 都市と農村との交流促進

農地の有効活用や農村地域の活性化の視点に立ち、農林業体験や田舎暮らし体験、観光農園等を展開するなど、都市住民の移住に向けた取り組みを促進します。

(10) 遊休農地・耕作放棄地対策

遊休農地・耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関・団体と連携した農地パトロールの実施や適切な指導の推進、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用を図ります。また、移住者等に向けた活用を促すなど、積極的な利活用等に向けた検討を進めます。

2. 林業の振興



【目的と方針】

生産性の高い林業・木材産業の実現と森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備計画等に基づき、低コスト林業の促進に重点を置き、計画的な森林整備を促すとともに、紀州備長炭やシイタケをはじめとする特用林産物の生産振興に努めます。

【現状と課題】

森林は木材などの生産のほか、良質な水を育む水源かん養機能や、洪水や土砂災害の防止機能、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収や騒音防止などの環境保全機能の他にも、レクリエーションや教育の場の提供や野生動物の生息の場など、さまざまな機能を持っており、人々の生活と密接に結びついています。

令和3年度森林・林業及び山村の概況によると、本町の森林面積は28,727haとなっており、総面積の86.6%を占めています。そのうち民有林の面積は27,467ha、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は16,171haで、人工林率は58.9%となっています。

戦後や高度成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、利用可能な森林が増える中、国内で生産される木材も増加し、木材自給率も上昇を続けていますが、一方で、本町の森林所有者は小規模・分散的であり、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないなど手入れが不足しており、災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持増進に支障が出ています。

木材価格については、国内消費の状況や外国産材の輸入状況より急激に変動することから、その状況を注視しながら素材生産を行うことが求められているとともに、「儲かる林業」を創出するため、低コスト林業を推進し、担い手の確保・育成を行い林業を持続的な成長産業に育てる必要があります。

加えて、本町では、特用林産物として紀州備長炭やシイタケ、シキミ、サカキ等の生産が行われており、特に紀州備長炭は生産量日本一を誇り本町の特産品として知られています。こうした特用林産物生産は地域の貴重な産業であり、その振興に努める必要があります。

■保有形態別森林面積の状況

| | 面積 (ha) | 材積 (m ³) | 森林率 (%) | 人工林率 (%) |
|--------|---------|----------------------|---------|----------|
| 森 林 | 28,727 | 9,892,547 | 86.6 | 58.9 |
| 国 有 林 | 1,259 | 289,136 | | |
| 民 有 林 | 27,467 | 9,603,411 | | |
| 人 工 林 | 16,171 | 7,845,203 | | |
| 天 然 林 | 10,750 | 1,757,730 | | |
| その他の面積 | 546 | 478 | | |

※小数点以下を四捨五入しているため、各計と内訳が一致しないことがある。
資料：森林・林業及び山村の概況
(令和3年4月1日現在)

【施策の体系】

| | |
|-------|---------------------|
| 林業の振興 | 木材生産体制の充実 |
| | 林道、作業道の整備 |
| | 担い手の育成・確保 |
| | 木材流通体制の整備 |
| | 森林の保全と総合的活用 |
| | 特用林産物の生産振興 |
| | 「紀中地域林業躍進プロジェクト」の推進 |
| | 鳥獣害対策の強化 |

《主要施策》

(1) 木材生産体制の充実

- ① 森林組合を中心に、森林所有者の合意形成による一体的な森林整備に向けた森林の団地化を促進するとともに、高性能林業機械の導入を支援するなど、生産段階におけるコストの縮減を促し、低コストかつ安定的な木材生産を促進します。
- ② 森林の適切な管理を行い、意欲と能力のある林業事業体に集積・集約化します。一方で、それが難しい森林の経営管理権を町が確保し、町が経営管理を行うことで林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ります。そのことにより、災害や地球温暖化の防止を図るなど、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

(2) 林道、作業道の整備

森林施業の効率化、生産コストの縮減を図るため、関係機関との連携のもと、効率的な林道や作業道の整備を進め、林内路網密度の向上に努めるとともに、林道の舗装・改良の促進、適正な維持管理を進め、災害に強い林道網の形成に努めます。

(3) 担い手の育成・確保

- ① 森林組合の作業班員を対象に低コスト林業を実施するための技術研修を行い、森林施業プランナー等の高度な技術を持つ地域林業の担い手の育成・確保に努めるほか、作業全般を統括する人材の育成にも努めます。
- ② さらに都会からの移住者を含め、幅広い担い手の確保に取り組みます。

(4) 木材流通体制の整備

県や近隣市町等の関係機関との連携のもと、流通段階においても木材を低コストかつ安定的に供給できる体制を整備するとともに、公共施設の建設時における地元産材の利用や、紀州材の利用を促進します。

(5) 森林の保全と総合的活用

- ① 住民や都市住民、企業等の森林づくりへの意識啓発と参画促進を図り、森林の保全及び育成に努めます。
- ② 林業体験、木工品づくり体験、環境学習、癒しなど、観光・交流・学習等の場としての活用や、間伐材等の利活用の促進など、森林の総合的活用に努めます。
- ③ 木質バイオマスの活用支援など、環境保全と連動した地域振興に関する取り組みを進めます。

(6) 特用林産物の生産振興

- ① 「紀州備長炭」の原木となるウバメガシの安定供給に向けた対策を進めるとともに、後継者の育成・確保、窯の修繕等に関する支援を行い、紀州備長炭の生産性の向上や高品質化を促進し、日本一の産地の維持・充実に努めます。
- ② シイタケについては、有害鳥獣による被害に強い生産施設の整備、収穫・乾燥・出荷の体制づくり等を促進し、ブランド復活に努めます。
- ③ シキミ、サカキ等のその他の特用林産物についても、生産体制の充実や担い手の確保に取り組めます。販路の拡大に向けた支援を推進し、生産性の向上や高品質化、産地化を促進します。

(7) 「紀中地域林業躍進プロジェクト」の推進

森林資源の循環利用の促進と、原木の需給調整及び安定供給体制の確立を目指し、川上から川下までの民間事業者が協定を結ぶとともに連携・協力し、合理的かつ効率的な森林施業の実施と原木の利用促進等に取り組めます。

(8) 鳥獣害対策の強化

イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣による森林被害や林産物被害を防止するため、防止対策の支援や講習会の開催、猟友会の協力のもと、環境警備隊の設置や一斉捕獲の実施、地域や関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、地域ぐるみでの自主的な活動を促進し、効率的で有効な鳥獣害対策の強化を図ります。

3. 商工業の振興



【目的と方針】

地域性に即した商業の振興に向け、商工会の育成・強化のもと、時代潮流に合わせた魅力的で力強い商業活動を促進するとともに、地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、既存企業の活性化や新産業の開発・起業促進、企業誘致を進めます。

【現状と課題】

車社会の一層の進展や大型店の進出、情報技術の進展によるEC（電子商取引）市場の拡大等を背景に、全国的に既存商店街の活力低下が進んでいます。さらに、人口減少社会の到来による消費者の減少も見込まれる中、その対策が大きな課題となっています。

平成26年の商業統計調査によると、本町の卸売業と小売業を合わせた事業所数は77事業所、従業者数は273人、年間商品販売額は約37億円となっています。

本町では、古くから小売業を中心に地域に密着した商業活動が行われてきましたが、従来から商品の購入先は御坊市に依存する傾向が強く、商業集積が育ちにくい状況にあります。また、近隣市町への大型店の進出や消費者ニーズの多様化等により、購買力の流出が進むとともに、商業者の高齢化や後継者不足など、商業活動を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の育成・強化のもと、商業環境の変化に対応できる魅力的かつ地域性のある商業活動の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、工業の振興は、地域活力の向上や雇用の創出に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

2020年工業統計調査によると、本町の製造業の事業所数は25事業所、従業者数は838人、製造品出荷額等は約201億円となっています。

本町ではこれまで、企業誘致を積極的に推進し、町内に8社が進出していますが、町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、既存企業の活性化や地域資源を活用した新産業の開発に向けた取り組みを推進するとともに、新たな企業誘致を進めていく必要があります。

■商業の推移

(単位：事業所、人、百万円)

| | 事業所数 | 従業者数 | 年間商品販売額 |
|---------|------|------|---------|
| 平成 9 年 | 155 | 402 | 4,358 |
| 平成 11 年 | 159 | 401 | 5,239 |
| 平成 14 年 | 137 | 400 | 3,934 |
| 平成 16 年 | 147 | 432 | 3,793 |
| 平成 19 年 | 118 | 380 | 3,436 |
| 平成 26 年 | 77 | 273 | 3,650 |

資料：商業統計調査
注) 飲食店を除く

■工業の推移

(単位：事業所、人、百万円)

| | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 |
|---------|------|------|---------|
| 平成 25 年 | 21 | 685 | 16,050 |
| 平成 26 年 | 20 | 651 | 15,550 |
| 平成 29 年 | 23 | 698 | 15,759 |
| 平成 30 年 | 24 | 740 | 17,143 |
| 令和元年 | 25 | 838 | 20,077 |

資料：工業統計調査
注) 従業者 4 人以上の事業所

【施策の体系】

| | |
|--------|------------------|
| 商工業の振興 | 商工会の育成 |
| | 地域の実情に応じた商業活動の促進 |
| | 新産業開発等の促進 |
| | 既存企業の活性化の促進 |
| | 企業誘致の推進 |

◀主要施策▶

(1) 商工会の育成

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 地域の実情に応じた商業活動の促進

- ① 地域の実情と時代潮流の変化に柔軟に対応できる商業活動の維持・促進に向け、商工会との連携のもと、経営革新や後継者の育成、特産品の販売など地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、観光産業との連携強化等を促進します。
- ② 商工業資金利子補給制度をはじめ、各種制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。
- ③ プレミアム商品券の継続的な発行により地元消費を喚起し、地域経済の活性化を促します。
- ④ 集落生活圏におけるサービス維持のため、商工業者への支援を行います。
- ⑤ 次世代通信環境の構築と並行した、商業活動環境並びに起業環境の向上に努めます。

(3) 新産業開発等の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、企業間・産業間連携の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図り、森林・観光資源などの恵まれた地域資源を活用した新製品・新産業の開発や起業化を促進します。

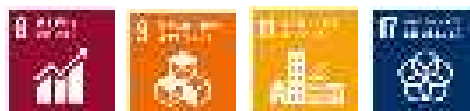
(4) 既存企業の活性化の促進

「日高川町製造工場経営者懇話会」の定期的な開催をはじめ、誘致企業への継続的な支援を行うことにより、事業拡大等を促進します。

(5) 企業誘致の推進

産業基盤の整備を進めるとともに、県等関係機関との連携等を通じて、地域資源を活用した企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致を促進します。

4. 観光の振興



【目的と方針】

魅力ある観光地の形成に向け、本町の特性・資源を十分に生かしながら、多様化する観光ニーズに対応した多面的な取り組みを重点的に推進します。

【現状と課題】

癒しや健康づくり、食文化体験、自然体験などを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが一層多様化する中で、観光地には、そのニーズに即した、リピーターの確保に向けた魅力づくりや体験・滞在型観光の展開が求められています。

本町には、日高川をはじめとする自然資源や、道成寺や笑い祭に代表される歴史文化資源、農林業資源はもとより、ヤッホーポイント、きのくに中津荘や中津温泉あやめの湯鳴滝、美山温泉愛徳荘などの温泉施設、鳴滝キャンプ場、かわべ天文公園、かわべテニス公園、南山スポーツ公園競技場、森林公園、ふるさと産品展示販売所等、多彩で魅力ある観光・交流施設があり、訪れる観光客は年間70万人以上にのぼります。

しかし、観光客数については、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和2年から急激に落ち込み、そこからは横ばい傾向にあります。現状として、ほとんどが日帰り客となっていることから、今後は年間を通してより多くの人々が訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取り組みが求められる状況にあります。

このため、今後は、観光振興による町全体の産業・経済の活性化、観光・交流から移住・定住への展開も視野に入れながら、観光施設の指定管理者や観光協会、一般社団法人紀州体験交流ゆめ倶楽部等との連携のもと、既存観光・交流資源の充実・活用、新たな資源の掘り起こしをはじめ、体験・滞在型の観光・交流機能の強化を重点とした多面的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

■観光客数の推移

(単位：人)

| | 観光客数 |
|-------|---------|
| 平成29年 | 693,971 |
| 平成30年 | 671,549 |
| 令和元年 | 654,770 |
| 令和2年 | 444,369 |
| 令和3年 | 466,615 |

資料：和歌山県観光客動態調査

【施策の体系】

| | |
|-------|---------------------------|
| 観光の振興 | 観光振興体制の整備 |
| | 観光・交流資源の充実とネットワーク化 |
| | 体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備 |
| | 日高川の観光的活用 |
| | 観光 PR 活動の強化 |
| | 広域観光体制の充実 |
| | おもてなし力の向上 |
| | 国際化に対応した環境整備 |

＜＜主要施策＞＞

（１）観光振興体制の整備

観光施設の指定管理者や観光協会等との連携を強化し、多様な観光振興施策を総合的、計画的に推進する体制整備を図るとともに、観光協会の育成・強化に取り組みます。

（２）観光・交流資源の充実とネットワーク化

- ① 道成寺や笑い祭、ヤッホーポイント、温泉施設、キャンプ場をはじめとする既存の観光・交流資源について、関係機関・団体や民間との連携のもと、観光ニーズの動向や老朽化の状況等に即して整備充実を進め、一層の機能強化と有効活用に努めます。特にスポーツ施設を活用したスポーツ観光の振興に向けた取り組みを進めます。
- ② 豊かな自然や歴史文化資源、特産品等で十分に活用されていない資源を掘り起こし、新たな観光・交流資源としての活用に努めます。
- ③ 町内の観光・交流資源をネットワーク化した観光ルートの設定や統一デザインによる観光案内板の整備、バス交通との連携等を進め、観光客が町内を周遊できる環境づくりに努めます。

(3) 体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備

一般社団法人紀州体験交流ゆめ倶楽部等の関係団体や住民との協働のもと、農林業体験をはじめ、歴史体験、食文化体験、炭焼き体験、工芸品づくり体験など、本町ならではの体験メニューの充実を図るとともに、農家民泊施設等の確保や組織・人材の育成などメニューに応じた受け入れ体制の充実を進め、体験・滞在型観光の展開、修学旅行の誘致に努めます。

(4) 日高川の観光的活用

日高川漁業協同組合等、関係機関との連携のもと、アユやアマゴなどの放流事業の促進、河川環境や魚類の生息環境の保全等を図り、川釣りのメッカとしての機能の維持・充実に努めます。また、川遊びの場としての活用を進めるなど、日高川の観光・交流資源としての総合的活用を図ります。

(5) 観光 PR 活動の強化

- ① 観光協会等との連携のもと、パンフレットやポスター、ホームページ、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用し、全国に向けた PR 活動を推進するとともに、民間とのタイアップ等により、各種大会や合宿、ツアーの誘致を進めます。
- ② 農林水産物や加工品等、町の特産品を PR するため、各種物産展への出店を行います。

(6) 広域観光体制の充実

県や周辺市町との連携のもと、近畿自動車道紀勢線や国道 424 号など広域道路網の整備等を見据えた広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

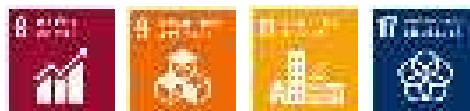
(7) おもてなし力の向上

人も重要な観光・交流資源であるという視点に立ち、住民及び観光関連事業者のおもてなし力の向上に向けた啓発活動等を推進するとともに、観光案内等を行う観光ボランティアや語り部の育成に努めます。

(8) 国際化に対応した環境整備

案内板や刊行物等の外国語併記、役場窓口をはじめとする各公共施設における外国人への対応の充実、民泊の拡大促進など、外国人が訪れやすく住みやすい環境整備を推進します。

5. 雇用対策の推進と後継者の定住促進



【目的と方針】

定住の促進とともに、就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実、後継者の定住促進に努めます。

【現状と課題】

わが国における雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、特に地方においては、人口減少や少子高齢化、産業全体の低迷等を背景に一層厳しさを増しています。

本町においても、産業が停滞傾向にある中で、人口減少及び高齢化に伴う人手不足が問題になっています。加えて、雇用の場の確保・拡充が求められているほか、女性の活躍推進、少子高齢化の一層の進行を見据えた高齢者等の雇用対策が必要であることに鑑み、平成30年10月に日高川町シルバー人材センターを設立し、高齢者の就労・社会参加の場の拡充に努めています。

今後は、各種産業振興施策を一体的に推進するほか、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進めていくことが必要です。

さらに、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるため、これらの雇用関連施策や住宅施策と連動しながら、後継者やI・J・Uターン者の定住促進施策に取り組むなど、地域活力の向上が求められています。

【施策の体系】

| | |
|----------------------|---------------|
| 雇用対策の推進と 後継者の定住促進 | 雇用機会の確保と雇用の促進 |
| | 勤労者福祉の充実 |
| | 後継者の定住促進 |
| | シルバー人材センターの充実 |

《主要施策》

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

- ① 各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や地元企業との連携のもと、就職相談や情報提供、職業訓練の支援、地域の実情に応じた雇用情報の充実等に取り組み、若者の地元就職及びI・J・Uターンの促進に努めます。
- ② 男女雇用機会均等法の普及・啓発、企業への働きかけ等を通じ、女性や高齢者、障がいのある人の雇用促進に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者が健康で快適に働き、豊かで充実した生活を送ることができるよう、商工会等との連携のもと、企業への啓発等を行うことにより、労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇情報の提供や文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実等に努めます。

(3) 後継者の定住促進

後継者やI・J・Uターン者等の定住促進のための効果的な支援施策について、検討・推進します。

(4) シルバー人材センターの充実

定年を迎えた退職者、その他の高齢者がその能力を発揮し、生きがいとやりがいを持って地域で活躍できるよう、シルバー人材センターの充実に努めます。

第3章 豊かな心を育む教育・文化のまち

1. 生きる力を育む学校教育の推進



【目的と方針】

明日の本町を担う人材の育成に向け、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

【現状と課題】

子どもたちが「生きる力」を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

国では、教育をめぐるさまざまな問題が表面化する中、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂（小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施）等が行われ、教育の再生に向けた取り組みが進められています。

令和4年5月1日現在、本町には小学校が9校、中学校が5校（うち1校は組合立）あり、小学校児童数は444人、中学校生徒数は300人となっており、豊かな自然の中で、特色ある学校教育が進められています。

本町では、これまで、学校施設の耐震化や空調設備の設置はもとより、社会変化に即した教育内容の充実を進めてきました。また、子どもが読書に親しみながら健やかに成長できるよう、令和4年度には「日高川町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。そのような中、教育内容のさらなる充実をはじめ、老朽化が進む学校施設の整備や少子化に伴う児童・生徒数の減少への対応、安全・安心な環境づくり等が課題となっています。

今後は、国の動向に柔軟に対応しながらも、「生きる力」を育む特色ある教育活動の一層の推進をはじめ、学校施設の整備充実、小規模校における教育の充実、子ども読書活動の推進、安全教育、安全管理の充実など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

■ 小学校の状況

(単位：校、学級、人)

| | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 教員数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 平成30年 | 9 | 44 | 490 | 86 |
| 令和元年 | 9 | 47 | 481 | 90 |
| 令和2年 | 9 | 49 | 478 | 91 |
| 令和3年 | 9 | 48 | 458 | 89 |
| 令和4年 | 9 | 48 | 444 | 91 |

資料：学校基本調査
注) 各年5月1日現在

■ 中学校の状況

(単位：校、学級、人)

| | 学校数 | 学級数 | 生徒数 | 教員数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 平成30年 | 5 | 25 | 341 | 58 |
| 令和元年 | 5 | 25 | 323 | 60 |
| 令和2年 | 5 | 24 | 306 | 59 |
| 令和3年 | 5 | 24 | 313 | 60 |
| 令和4年 | 5 | 22 | 300 | 57 |

資料：学校基本調査
注) 各年5月1日現在。組合立大成中学校を含む

【施策の体系】

| | |
|--------------------|--------------------|
| 生きる力を育む 学校教育の推進 | 生きる力を育む特色ある教育活動の推進 |
| | 学校施設の整備充実 |
| | 子ども読書活動の推進 |
| | 安全教育、安全管理の充実 |
| | 町立小・中学校の再編の推進 |

◀主要施策▶

(1) 生きる力を育む特色ある教育活動の推進

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中学校の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得はもとより、地域の特性・資源、人材等を生かした特色ある教育・学校づくりを推進するとともに、ALT の活用等による外国語教育の充実をはじめ、情報教育、環境教育、キャリア教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。
- ② 豊かな人間性の育成に向け、人権教育や道徳教育、福祉教育の充実を図ります。また、いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラーを配置・充実するなど、相談・指導体制の充実を図ります。
- ③ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実をはじめ、関連機関が一体となった食育の推進、学校給食の充実、部活動の充実を図ります。
- ④ 特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。
- ⑤ 学校司書の巡回による、学校図書室の充実を図ります。

(2) 学校施設の整備充実

- ① 老朽化への対応や安全管理の強化、バリアフリー化に向け、学校施設の整備充実を計画的に推進します。
- ② 情報教育のためのパソコン等の機器の更新や ICT 機器の整備など、新しい教育内容の充実に即した整備を図ります。

(3) 子ども読書活動の推進

次世代を担う子どもが、生涯において多くの本に親しみ、心豊かにたくましく「生きる力」を育ていけるよう、読書の楽しさや重要性の理解を促進すべく学校司書の活用を進めるとともに、いつでも読書に親しめる環境づくりを進めるなど、子どもの読書活動を計画的に推進します。

(4) 安全教育、安全管理の充実

- ① 学校における安全教育と安全管理は、密接に関連させながら一体的に進める必要があることから、安全管理による一層安全な環境づくりを推進するとともに、安全教育によって、児童・生徒が安全な行動を実践することにより、学校安全活動の効果をより一層高めていきます。
- ② 災害や突発的な事故が発生した場合に適切に対応できるよう、学校内における危機管理体制の確立をはじめ、東海・東南海・南海地震や集中豪雨に備えた防災教育・避難訓練等の実施、保護者や地域住民による登下校時の安全対策の充実を促進するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

(5) 町立小・中学校の再編の推進

- ① 人口減少や少子化等、社会情勢の変化に伴う児童・生徒数の減少を勘案すると同時に、教育環境の充実を目指して、町立小・中学校の再編を推進します。
- ② 町立小・中学校の再編を踏まえながら、教育環境のさらなる充実に向けた環境整備に取り組めます。

2. 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成



【目的と方針】

学校・家庭・地域における課題や価値観を共有し、相互の教育力を連携することにより、地域が一丸となった教育を推進します。さらに、明日の本町を担う青少年が心身ともに健やかに育成されるよう、全町的な体制整備のもと、青少年健全育成活動を積極的に推進します。

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境や学校が抱える課題は時代とともに変化しており、学校だけでは解決が困難なものもあります。このような状況の中で、学校は地域との協働により、さまざまな課題の解決を図りながら、子どもを育む活動を展開していく必要があります。

また、幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を積み重ねることが、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果が認められています。そのため、社会で求められる力を育む観点から、体験・交流活動の推進が求められています。

本町では、町内の13校で学校運営協議会を設置し、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めています。また、町内の7校では未来塾を開講し、地域の教育力を生かした居場所づくりを進めています。

さらに青少年健全育成町民会議を設置し、家庭教育や青少年教育を通して家庭の教育力の向上や青少年の体験・交流機会、社会参加機会の提供、ジュニアリーダークラブ等の団体活動の育成に努めるなど、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

今後は、人口減少や少子高齢化、核家族化、情報化等が進行し、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが予想されることから、青少年がさまざまな体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育み、本町の担い手として健全に育成されるよう、全町的な体制整備のもと、より一層、積極的に取り組みを進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成 | コミュニティ・スクールの充実 |
| | 青少年の体験・交流活動の推進 |
| | 家庭・地域の教育力の向上 |
| | 青少年団体の育成 |
| | 青少年健全育成体制の充実 |
| | 健全な社会環境づくり |

《主要施策》

(1) コミュニティ・スクールの充実

地域との協働を推進し、さまざまな課題解決を図りながら子どもを育む活動を展開するため、「地域に開かれた学校」からさらに一步踏み出した「地域とともにある学校」に向け、コミュニティ・スクールの推進を図ります。

(2) 青少年の体験・交流活動の推進

社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力を養う観点から、体験・交流活動を推進します。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する講座・教室の開催や広報・啓発活動の推進、放課後の子どもの居場所づくりなどを通じ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- ② 家庭と学校、地域の連携を図ることにより、教育・保健・福祉の一体となった支援体制を構築します。

(4) 青少年団体の育成

ジュニアリーダークラブや父母クラブなどの青少年団体等の育成に努めるとともに、青少年の団体への参加を促進します。

(5) 青少年健全育成体制の充実

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、青少年健全育成町民会議の一層の充実を促進するとともに、関係機関・団体、学校、家庭、地域、行政等の連携を一層強化し、町が一体となった健全育成体制の確立を図ります。

(6) 健全な社会環境づくり

青少年補導委員会や PTA 連絡協議会などの関係団体を中心とした非行防止活動やパトロール活動など、各種活動を促進するとともに、広域的連携のもと、健全な社会環境づくりを進めます。

3. 生涯学習の推進



【目的と方針】

「まちづくり・人づくりは学習から」という共通認識のもと、あらゆる人が、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自身の要望に応じた学習を行い、地域に還元することができるよう、総合的な学習環境の整備を進めます。

【現状と課題】

国際化、情報化、少子高齢化など、急速に変化する社会経済情勢に対応するため、住民同士の連携を強めながら、住民が主体的に学び続けることができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、住民の幅広い学習ニーズに柔軟にこたえるため、社会教育事業を核にししながら、乳幼児期から高齢期までの各期に応じたさまざまな講座・教室や各種事業を開催しています。また、これらの行事予定をとりまとめ、広報紙に学習カレンダーとして掲載し、住民への情報提供と意識啓発に努めているほか、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、各ライフステージにおける学習課題はますます多様化かつ高度化してきており、すべての住民が自発的に自分に適した手段・方法を選んで学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが求められています。

このため、各地区公民館、日高川交流センターなどの生涯学習関連施設の整備充実・有効活用を図るとともに、住民ニーズの把握に努めながら、住民主体の学習活動を促進する環境・条件づくりが必要です。

【施策の体系】

| | |
|---------|-------------------|
| 生涯学習の推進 | 生涯学習環境の整備充実 |
| | 公民館図書室の充実 |
| | 講座・教室等の学習支援の充実 |
| | 担い手の育成・確保 |
| | 関係団体等の育成 |
| | 先端技術の利活用に向けた講座の実施 |

《主要施策》

（１）生涯学習環境の整備充実

- ① 各地区公民館、日高川交流センターをはじめとする生涯学習関連施設の適正な維持管理を行い、有効活用を図ります。
- ② 各施設における図書室については、蔵書の充実や各図書室の連携強化をはじめ、読書活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。

（２）公民館図書室の充実

住民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習の基盤施設として資料の収集や整理、保存を進めるとともに、公民館図書室の蔵書をオンラインで検索・予約できるシステムを構築するなど、公民館図書室の利便性向上に努めます。

（３）講座・教室等の学習支援の充実

地域振興や活性化に資する学習機会の場を提供するため、地域住民の身近な学習・交流の場として講座・教室等の開催に継続して取り組みつつ、時代とともに多様化するニーズに応じた取り組みを積極的に進めます。

（４）担い手の育成・確保

多様な分野における担い手やボランティアの育成・確保に努めるとともに、登録・派遣体制の整備を図り、有効活用を進めます。

（５）関係団体等の育成

社会教育関係団体や学習グループの育成、公民館支館及び各地区における活動の促進に努め、住民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促します。

（６）先端技術の利活用に向けた講座の実施

住民ニーズを適切に把握しながら、リモートワークの実現に向けた講座の実施など、先端技術の利活用に向けた講座等の実施について検討を進めます。

4. 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承



【目的と方針】

うるおいと生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、住民主体の文化芸術活動の振興に取り組むとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用・継承を進めます。

【現状と課題】

人々の価値観が多様化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する傾向が強まり、文化・芸術活動への関心が高まっています。そのような中、国においては「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）が開催されることが決定し、世界的な注目が高まっています。

本町では、日高川町文化協会が中心となって、公民館等を利用してさまざまな文化芸術活動が展開されています。しかし、文化芸術活動への参加者の高齢化や新規会員の少なさ、これらに伴う指導者の不足といった課題もみられます。

文化芸術活動は創造力や表現力を高め、心のつながりや相互に理解し合う気持ちや多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、日々の生きがいや喜びをもたらす重要な要素であり、町の活性化と密接に結びついています。今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町は、安珍清姫伝説で全国的にも知名度の高い道成寺や、奇祭で有名な丹生神社の笑い祭、寒川祭などの地域の祭礼・伝統芸能をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産や指定文化財を多数有しているほか、井原西鶴や芳澤あやめ、徳川吉宗の生誕地といわれているなど、地域特有の歴史文化が息づくロマンあふれるまちです。

今後も、文化遺産の適切な調査や保存・活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりと、個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|---------------------------------|------------------|
| 文化芸術活動の 振興と地域文化の 保存・活用・継承 | 文化施設の整備と芸術文化の振興 |
| | 文化財の保存・活用の推進 |
| | 青少年の文化活動の推進 |
| | 歴史資料館の運営管理と情報の発信 |
| | 町史の編纂 |

◀主要施策▶

(1) 文化施設の整備と芸術文化の振興

文化施設の計画的な整備とともに、文化協会をはじめとする文化芸術団体・サークルの育成を図ります。さらに、団体間の交流や新規会員の確保に向けた取り組みの促進、指導者の育成・確保に努め、住民主体の文化芸術活動の振興を図ります。

(2) 文化財の保存・活用の推進

- ① 指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても調査を推進し、重要なものについては新規指定による保存・活用を進めます。
- ② 各地域の祭礼や伝統芸能、伝統行事についても、保存団体や後継者の育成等を通じて積極的にその保存・継承に努めます。
- ③ 文化財に関する講座・教室の開催や積極的な啓発活動の推進、学校教育との連携等を通じ、住民が文化財にふれあう機会の充実と意識の高揚に努めます。
- ④ 文化財のデジタル化・アーカイブ化に向けた基盤整備を進めることで、住民が文化財をより身近に感じられる機会の充実を図ります。

(3) 青少年の文化活動の推進

子どもの人格形成期における文化活動の重要性に鑑み、学校、地域、文化団体等との連携を重視した取り組みを進め、青少年の文化活動のさらなる活性化を図ります。

(4) 歴史資料館の運営管理と情報の発信

美山歴史民俗資料館や中津郷土文化保存伝習館、西鶴記念交流館について、施設の適正管理や展示内容の充実、学習機会の提供等を進めるとともに、町内外へのPRに努め、利用促進に努めます。

また、関西が誇る豊かな文化に接することのできる機会である「関西文化の日」に参画することにより、日高川町の発信とともに来館者数の増加、広域的な文化意識の高揚に努めます。

(5) 町史の編纂

町史の編纂に向けた取り組みを進めます。

5. 元気を生み出すスポーツの振興



【目的と方針】

すべての住民が、生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行い、日々元気に暮らすことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

【現状と課題】

スポーツは、健康づくりや生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、体育協会やスポーツ推進委員会等と連携しながら、各種のスポーツ教室やスポーツ大会を開催しているほか、スポーツ施設の整備充実に図り、住民の健康の維持・増進と住民相互の交流、スポーツの普及に努めています。

また、体育協会加盟のスポーツ団体が11団体、スポーツ少年団が9団体あり、これらを中心に自主的なスポーツ活動が展開されています。そのような状況の中、平成28年度に総合型地域スポーツクラブの準備委員会を立ち上げるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成に向けて取り組んでおり、町スポーツの普及・促進に向けたリーダー的な役割が期待されています。

スポーツ施設としては、野球場や陸上競技場を備えた南山スポーツ公園競技場をはじめ、数多くのスポーツ広場や多目的施設、スポーツセンター、小・中学校の体育施設（開放）等があり、活発に利用されています。

しかし、近年、住民の健康に関する意識が高まりをみせる中、スポーツへのニーズは増大かつ多様化の傾向にあり、施設面の充実が求められているほか、幅広い年齢層の住民が生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、各スポーツ施設の整備充実に努めるとともに、各種スポーツ団体や指導者の育成、各ライフステージに応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|--------------------|------------------|
| 元気を生み出す スポーツの振興 | スポーツ施設の整備充実と利用促進 |
| | スポーツ団体、指導者の育成 |
| | 多様なスポーツ活動の普及・促進 |
| | スポーツ人口の拡大 |

《主要施策》

（１）スポーツ施設の整備充実と利用促進

多様化する利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに、スポーツ・文化施設の整備充実を図ります。さらに、合宿の受け入れやスポーツ観光に向けた取り組みを推進し、一層の利用促進に努めます。南山スポーツ公園についてはジョギングコースを設置し、その利用促進を図ります。

（２）スポーツ団体、指導者の育成

住民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、総合型地域スポーツクラブや体育協会、スポーツ少年団などのスポーツ団体の育成を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

（３）多様なスポーツ活動の普及・促進

- ① 啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツ及び健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動・健康づくり活動の普及に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ教室・大会、健康づくり教室等の内容の充実と参加の促進に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動及びスポーツを通じた世代間交流を促進します。
- ③ アスリートの育成に向け、全国大会出場への支援やスポーツ表彰などを行います。

(4) スポーツ人口の拡大

スポーツ推進員との連携を強化し、ニュースポーツの普及に向けて取り組むとともに、広報紙やホームページ等のあらゆる媒体を活用した情報発信によって住民意識の高揚を図ることで参画を促すなど、スポーツ人口の拡大を図ります。

第4章 だれもが元気になる健康福祉のまち

1. 健康づくり・医療体制の充実



【目的と方針】

住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に暮らせるよう、健康日高21（第2次）や日高川町国民健康保険保健事業実施計画（以下「国保保健事業計画」という。）などの指針に基づいた保健サービスを推進するとともに、町内外の医療機関との連携による地域医療体制の充実に取り組みます。

【現状と課題】

医療費の著しい増大が大きな問題となっており、その原因の多くを占める生活習慣病の予防対策が強く求められています。

本町ではこれまで、広域的な健康づくりの指針として平成25年度に策定した健康日高21（第2次）や、国の医療制度改革を踏まえて平成29年度に策定した国保保健事業計画に基づき、健康づくりに関する啓発活動をはじめ、健康診査や健康教育、健康相談などの各種保健サービスを推進しています。

本町における健診の受診率は県下でトップクラスとなっており、疾病の早期発見・早期治療については充実した取り組みが進められています。しかしその一方で、受診者の固定化と精密検査の受診率が低くなっていることが課題となっています。

そのような状況の中、糖尿病等の生活習慣病は依然として増加傾向にあり、食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が大きな課題となっているほか、子どもの数が急速に減少する中で、安心して子どもを生み育てるための母子保健の充実や、増加傾向にある心の健康に関するニーズへの対応等が求められています。

今後は、これらの計画に基づき、住民の健康管理意識の向上と自主的な健康づくりの促進を基本に、保健・医療・介護の各分野が一体となった保健サービスを推進していく必要があります。

また、医療については、公的医療機関として、国民健康保険川上診療所・寒川診療所があるほか、御坊市に広域施設であるひだか病院がありますが、医療の充実、特に山間部地域の医療の確保は重要な課題であり、今後とも救急医療体制を含めた地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症という、前例のない感染症の拡大防止を図るべく、国や県の動向を注視しながら、適切な対応を進めていく必要があります。

■主要死因別死亡者数の状況

(単位：人)

| | 全死因 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 脳血管 疾患 | 肺炎 | 老衰 | 不慮の 事故 | 自殺 | その他 |
|-------|-----|-----------|-----|-----------|----|----|-----------|----|-----|
| 平成28年 | 185 | 41 | 27 | 10 | 23 | 37 | 4 | 3 | 40 |
| 平成29年 | 153 | 29 | 22 | 9 | 12 | 23 | 7 | 4 | 47 |
| 平成30年 | 173 | 38 | 22 | 11 | 19 | 25 | 9 | 1 | 48 |
| 令和元年 | 158 | 30 | 32 | 10 | 11 | 24 | 6 | 2 | 43 |
| 令和2年 | 152 | 25 | 20 | 17 | 17 | 22 | 9 | 2 | 40 |

資料：和歌山県人口動態統計

【施策の体系】

| | |
|-------------------|----------------|
| 健康づくり・ 医療体制の充実 | 健康づくり推進体制の強化 |
| | 健康づくり活動の拡大・定着化 |
| | 食育の推進 |
| | 健康診査・指導等の充実 |
| | 医療保険事業の健全化等 |
| | 母子保健の充実 |
| | 精神保健福祉の充実 |
| | 感染症対策の充実 |
| 地域医療体制の充実 | |

◀主要施策▶

(1) 健康づくり推進体制の強化

本町の健康づくり・福祉活動の拠点として、保健福祉センター等の施設の適正管理に努めます。また、御坊保健所管内における健康づくりの推進を担う「健康日高21推進協議会」をはじめ、周辺市町や医療機関、保健所、大学等との連携を図り、健康づくりの実態把握や健康課題解決に向けた調査・分析の実施を進めます。

(2) 健康づくり活動の拡大・定着化

住民の健康管理意識の啓発を図りつつ、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、酒、たばこ、歯・口の健康、健診などの分野ごとの目標達成に向けた取り組みを計画的に推進します。

(3) 食育の推進

健全な食習慣の形成に向け、食育推進計画に基づき、関連部門が一体となった食育とともに、継続的な地産地消に取り組みます。

(4) 健康診査・指導等の充実

国保保健事業計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導、並びに重症化予防の保健指導を推進するとともに、がん検診等、その他の健康診査の充実、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

(5) 医療保険事業の健全化等

- ① 国保保健事業計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を推進し、生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ② 将来的に国民健康保険の財政運営の主体が県に移行されることが予定されているため、その対応に取り組みます。また、国民健康保険制度の周知と適切な運用に努めます。
- ③ 広域的連携のもと、保健・医療・介護の各分野が一体となった保健事業により、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めるとともに、国による制度改正等への適切な対応に努めます。

(6) 母子保健の充実

医療機関や保育所、学校、母子保健推進員等と連携し、妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、家庭訪問や健康診査・相談、予防接種の充実、子育てに関する学習・交流の場の提供など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに総合的に取り組みます。

(7) 精神保健福祉の充実

精神疾患やストレス等による心の病などについての正しい知識の普及に努めながら、その治療や社会復帰、自立に向けた支援に取り組みます。

(8) 感染症対策の充実

国や法令改正等の動向を注視しつつ、日高医師会や地域の医療機関との連携のもとで、結核や肺炎、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症についての正しい知識の普及に取り組むとともに、予防接種体制の充実に努めます。

(9) 地域医療体制の充実

- ① 地域医療を確保するため、国民健康保険診療所の医療機器の充実、施設の適正管理に努めます。
- ② 国民健康保険診療所と県立医科大学等、公立病院間との連携を図り、医療情報連携を進めるなど、遠隔医療を推進します。
- ③ 医療ニーズの高度化、多様化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、日高医師会等関係機関との連携や広域的連携のもと、ひだか病院の設備充実及び看護師の確保を図るとともに、日本赤十字社和歌山医療センター及び県立医科大学附属病院高度救命救急センターの活用を図ります。

2. 地域福祉の充実



【目的と方針】

すべての住民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、より多くの主体が積極的に参画・協働する地域福祉体制の整備を進めます。

【現状と課題】

これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、それぞれ個別に専門的に支援することで対応してきましたが、少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、地域や家庭、家族を取り巻く環境が大きく変化する中、住民の生活そのものや生活の中での困難・生きづらさの多様化・複雑化が指摘され、複合的・重層的な支援体制が求められています。特に経済的な事情による生活困窮と高齢者等の対象者の複合的課題や、高齢者等と離れて暮らす家族との疎遠などは、生活支援を進める上での大きな妨げとなることがあります。

このような中、すべての住民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、家族が円満に、その人らしい生活を送るためには、公私協働による地域福祉の仕組みや家族を繋ぐ取り組みが必要と考えます。

本町では、町の各福祉施策や介護保険事業、社会福祉協議会の福祉サービス、また民生委員・児童委員や各種福祉団体が情報を共有あるいは連携してそれぞれの活動を展開していますが、今後は連携をさらに密にして、新たな事業の創設や支援体制・事業展開の工夫を凝らしていくことが課題になると考えられます。

また、本町は広大な面積を持ち、平野部から山間部まで多様な地域で構成されていることから、それぞれの地域特性に応じたきめ細かな福祉サービスの展開も重要な取り組みの一つとなります。

このため、「日高川町第2期地域福祉計画」に基づき、それぞれの地域性等を生かしながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、町ぐるみの地域福祉体制と重層的支援体制の構築を進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|---------|--------------------|
| 地域福祉の充実 | 地域福祉に関する指針の見直し |
| | 地域福祉を支える人づくり |
| | 福祉ニーズに対応した体制づくり |
| | 福祉サービスを利用しやすい環境づくり |
| | 社会保障の充実 |

◀主要施策▶

(1) 地域福祉に関する指針の見直し

本町の実情と時勢に即した地域福祉施策を推進するため、関連サービス・事業を調整・統合化した地域福祉計画の定期的な見直しを図ります。

(2) 地域福祉を支える人づくり

- ① 地域における、さまざまな生活課題を抱えた住民を理解するための、福祉に関する取り組みや情報発信、講習会、福祉教育の推進に取り組み、福祉意識の醸成に努めます。
- ② 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の育成・支援に取り組み、地域福祉を支える人づくりを進めます。

(3) 福祉ニーズに対応した体制づくり

- ① 地域共生社会の実現を目指し、社会福祉協議会とともに生活支援体制整備事業に取り組みます。
- ② 子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクが複合した課題を抱える世帯への支援を行うため、新たな事業の創設や支援体制・事業展開の工夫に取り組みます。
- ③ 民間支援団体等との連携・協力のもと、生活困窮やひきこもり状態にある住民に対して、問題の早期発見に努めるとともに、自立した生活を営むための支援に取り組みます。

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

住民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターの総合的な相談体制・情報提供体制のさらなる充実を図ります。

(5) 社会保障の充実

国民年金や生活保護など、社会保障制度の周知と適切な運用に努めます。

3. 子育て支援の充実



【目的と方針】

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとともに、子育てに関わるあらゆる人々が子育て中の家庭を応援し、子どもが育てやすい、また子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちを目指し、多面的な子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

【現状と課題】

近年、核家族化の進行、晩婚化、未婚率の上昇、結婚や出産、子育てに対する価値観の変化や多様化、子どもの貧困問題の表面化、児童虐待など、子どもを取り巻く環境は常に変化しています。

本町の15歳未満の年少人口比率(令和2年国勢調査)は11.9%で、全国平均(11.9%)と同等の水準で、県平均(11.5%)をやや上回っています。一方で、10年前の平成22年(13.3%)と比較すると1.4ポイント、人数では307人の減少となっており、少子化の進行がうかがえます。

本町ではこれまで、少子化に対応するため、令和2年3月に策定した「日高川町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量と質の確保に取り組むなど、保育体制の充実に努めてきました。加えて、子育て家庭への経済的支援、地域子育て支援拠点事業や学童保育の実施、さらには各種母子保健事業の推進やひとり親家庭への支援など、多様な子育て支援施策を推進してきましたが、町内各地域の実情に応じた柔軟な取り組みが求められています。

今後は、子ども一人ひとりの健やかな成長と子育て家庭を応援していくまちづくりを基本に、関連部門、関係機関・団体が一体となって、多面的な子育て支援施策をより一層推進していく必要があります。

■年少人口と年少人口比率の推移

(単位：人、%)

| | 総人口 | 年少人口 (15歳未満) | 年少人口比率 |
|-------|--------|-----------------|--------|
| 平成7年 | 11,556 | 1,962 | 17.0 |
| 平成12年 | 11,607 | 1,772 | 15.3 |
| 平成17年 | 11,305 | 1,561 | 13.8 |
| 平成22年 | 10,509 | 1,400 | 13.3 |
| 平成27年 | 9,776 | 1,217 | 12.5 |
| 令和2年 | 9,219 | 1,093 | 11.9 |

資料：国勢調査

■保育所の状況

(単位：人)

| 施設名 | 定員 | 入所児童数 |
|--------|-----|-------|
| かわべ保育所 | 240 | 199 |
| なかつ保育所 | 80 | 32 |
| みやま保育園 | 57 | 23 |

資料：住民課

注) 令和4年4月1日現在

【施策の体系】

| | |
|----------|---------------------|
| 子育て支援の充実 | 子育て支援に関する指針の見直し |
| | 健やかに生み育てる環境づくり |
| | 子育てを支援する仕組みづくり |
| | 仕事と子育てを両立させる社会づくり |
| | 次代を担う心身ともにたくましい人づくり |
| | 子どもが安全に育つ安心なまちづくり |

≪主要施策≫

(1) 子育て支援に関する指針の見直し

これまでの取り組みを踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援を推進するため、今後の国の施策の動向等を注視しつつ、子育て支援に関する指針の見直しを図ります。

(2) 健やかに生み育てる環境づくり

- ① 母子保健推進員の協力のもと、母子保健体制の充実をはじめ、子どもと母親の健康の確保に向けた施策を推進します。
- ② 望ましい食習慣の定着に向け、啓発や情報提供の充実を通じ、食育を推進します。
- ③ 性教育の推進や喫煙・飲酒・薬物の有害性の啓発、相談体制の充実など、思春期保健の充実を図ります。
- ④ 近隣市町の医療機関との連携のもと、小児医療体制の充実に努めるとともに、かかりつけ医づくりを促進します。
- ⑤ 県や医療機関との連携のもと、不妊治療や産前産後の支援に関する情報提供、相談体制の充実を図るとともに、経済的な負担の軽減を図ります。

(3) 子育てを支援する仕組みづくり

- ① ニーズに応じた、より柔軟な支援サービスの実施検討をはじめ、子育て情報の提供や子育てサークル活動等への支援、相談体制の充実など、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。
- ② 住民への児童虐待防止に関する啓発や要保護児童のいる家庭への相談支援の充実など、要保護児童への支援の充実を図ります。
- ③ 高等学校卒業まで期間を拡大した子ども医療費の助成など、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

(4) 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- ① 多様化する保育ニーズに対応した保育内容・サービスの充実、そのための保育士の確保及び資質の向上に取り組み、保育所の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実を図ります。
- ② 女性の活躍促進の観点から、女性が働きやすい環境づくりに向けた啓発や育児休業制度の周知、男性の育児参加を促すための啓発や学習機会の提供など、仕事と子育ての両立と男性の子育て参加の促進に努めます。

(5) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

- ① 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実及び講座の実施、次代の親の育成に向けたふれあい体験の機会の提供など、家庭教育の充実を図ります。
- ② 学校施設の整備や教育内容・方法等の工夫などにより、魅力ある学校教育を推進します。
- ③ 豊かな心を育むための教育・指導の推進や相談活動の推進など、子どもの心に対する支援を推進します。
- ④ 青少年健全育成活動の推進やその指導者の育成、自然体験活動の促進など、児童の健全育成活動を推進します。

(6) 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

- ① 既存施設・遊具の整備充実など、子どもの遊び環境の整備を進めます。
- ② 安全な道路交通環境の整備や有害環境対策の推進など、子どもを取り巻く生活環境の整備を推進します。
- ③ 子どもの防犯・学校安全・交通安全対策の充実や、被害にあった子どもに対する相談の充実など、子どもの安全確保に努めます。

4. 高齢者福祉の充実



【目的と方針】

すべての高齢者が尊重され、明るく元気に安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を総合的に推進します。

【現状と課題】

わが国では、世界に類をみない速度で高齢化が進んでおり、65歳人口の割合は世界で最も高い水準になっています。さらに、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年には、介護ニーズの増大が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの充実が求められています。

本町の高齢化率（令和2年国勢調査）は36.8%で、3人に1人以上が高齢者であるとともに、全国平均（28.7%）や県平均（33.4%）を上回る水準となっています。

今後も、本町の高齢化は一層進行し、特に75歳以上の後期高齢者の割合が増加することが予測されています。これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加し、一方では核家族化や女性の社会参画が進むことにより、家族による介護力はますます低下することが見込まれます。

このような中、本町では令和2年度に、これまで進めてきた高齢者福祉・介護に関する各種施策・事業を点検・評価し、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、新たな事業展開に努めています。

今後も、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けた各種施策・事業に取り組み、すべての高齢者ができる限り介護を必要とする状態になることなく、また介護が必要になったときには適切なサービスを受けながら、明るく元気に安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

■高齢者人口と高齢化率の推移

（単位：人、%）

| | 総人口 | 高齢者人口 (65歳以上) | 高齢化率 | 後期高齢者人口 (75歳以上) | 後期高齢者 割合 |
|-------|--------|------------------|------|--------------------|-------------|
| 平成7年 | 11,556 | 2,889 | 25.0 | 1,183 | 10.2 |
| 平成12年 | 11,607 | 3,313 | 28.5 | 1,530 | 13.2 |
| 平成17年 | 11,305 | 3,446 | 30.5 | 1,913 | 16.9 |
| 平成22年 | 10,509 | 3,294 | 31.3 | 1,993 | 19.0 |
| 平成27年 | 9,776 | 3,360 | 34.4 | 1,963 | 20.1 |
| 令和2年 | 9,219 | 3,388 | 36.8 | 1,877 | 20.4 |

資料：国勢調査

【施策の体系】

| | |
|----------|------------------------|
| 高齢者福祉の充実 | 日高川町第2期地域福祉計画に基づいた取り組み |
| | 高齢者の在宅生活への支援 |
| | 健康づくり・介護予防 |
| | 介護保険サービス事業 |

◀主要施策▶

(1) 日高川町第2期地域福祉計画に基づいた取り組み

「日高川町第2期地域福祉計画」及び「日高川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者への福祉・介護支援を行うとともに、当該計画の定期的な見直しを行い、社会情勢や地域の状況に応じた施策を実施します。

(2) 高齢者の在宅生活への支援

- ① 自動車運転免許を返納した高齢者等への交通・移動手段への支援を実施します。
- ② 配食サービスや高齢者見守りシステム等により、高齢者の安心・安全な生活の確保を図ります。
- ③ 家族の急な外出等の臨時の事情に対応するため、要介護認定を受けていない高齢者へのホームヘルパーの派遣やショートステイ事業により、高齢者の在宅生活と家族の在宅介護を支援します。
- ④ 県と連携し、低所得世帯の高齢者の医療費の助成を行います。
- ⑤ 老人クラブ活動等の高齢者団体への助成を行うことにより、高齢者の生涯学習やスポーツ、レクリエーションの充実を図ります。
- ⑥ 社会福祉協議会と連携し、きめ細やかな高齢者の在宅生活の支援を実施します。

(3) 健康づくり・介護予防

- ① 保健・医療・介護の各分野の一体的な実施により、高齢者の健康診査や健康相談の受診率向上と介護予防事業の利用促進に努め、高齢者の健康づくりと介護予防に取り組みます。
- ② 高齢者がその能力や知識、経験を生かし、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動やふれあいいきいきサロンへの支援、世代間交流の促進、シルバー人材の就業機会の提供等を通じて高齢者の社会活動への積極的な参画を促し、高齢者の健康づくりと介護予防に寄与する事業を実施します。

(4) 介護保険サービス事業

- ① 地域包括支援センターの活動により、在宅介護及び施設介護、福祉、医療等について、総合的な相談支援とケアマネジメント支援を実施します。
また、高齢者の実態把握や認知症サポーターの養成、在宅介護者への支援にも取り組みます。
- ② 「日高川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」により、高齢者への福祉・介護支援を行うとともに、当該計画の定期的な見直しを行い、社会情勢や地域の状況に応じた施策を実施します。高齢者がその能力や知識、経験を生かし、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動やふれあいいきいきサロンへの支援、世代間交流の促進、シルバー人材の就業機会の提供等を通じて高齢者の社会活動への積極的な参画を促し、高齢者の健康づくりと介護予防に寄与する事業を実施します。
- ③ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう、在宅での介護・医療サービスを受けることができる「地域包括ケアシステム」の全町的な構築に向けた取り組みに努めます。

5. 障がい児者福祉の充実



【目的と方針】

障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができるよう、障害者基本計画及び障害福祉計画に基づく各種施策を総合的、計画的に推進します。

【現状と課題】

国においては「障害者総合支援法」をはじめとする関連法が施行されるとともに、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障がいのある人の権利を保護し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じることをない環境づくりを進めることが求められています。そのような中、障がいの有無に関わらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

また、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」が策定され、同年4月には和歌山県の障害者計画（第5次）と障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）から構成された「紀の国障害者プラン2018」が策定されました。

このような社会情勢に対応すべく、令和3年度を始期とする「日高圏域障害者プラン2021」が策定されたことから、本町においても、この計画に基づきながら、関係機関との連携のもと、障がいや障がいのある人に関する啓発活動をはじめ、各種の経済的支援、障害福祉サービス、保健・医療給付、就業促進や社会参加に向けた支援など、多様な施策を推進しています。

これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がいのある人・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、それぞれ個別に専門的に支援することで対応してきましたが、近年、障がいのある人の人数は年々増加傾向にあり、障がいのある人の高齢化とあわせて介護者の高齢化も進んでおり、障がいのある人とその家族との間に抱える課題や生活困窮などの困難・生きづらさの多様化・複雑化が指摘され、複合的・重層的な支援体制が求められています。

今後とも、これらの計画に基づきながら、障がいのある人の自立支援を重視した各種施策のきめ細やかな実施に取り組み、障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができるようまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|----------------|------------------|
| 障がい児者福祉の 充実 | 御坊・日高圏域の連携 |
| | 日高圏域障害者プラン 2021 |
| | 御坊・日高圏域自立支援協議会 |
| | 御坊・日高障害者総合相談センター |
| | 地域生活支援拠点事業 |
| | 障がいのある人への支援 |
| | 障がいのある児童への支援 |
| | 重層的支援への対応 |

◀主要施策▶

(1) 御坊・日高圏域の連携

御坊・日高圏域の障がい児者福祉施策は、圏域6市町が広域連携により取り組んでいるのが特徴です。今後も広域連携を維持継続し、障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることが出来る障がい者支援に努めます。

(2) 日高圏域障害者プラン 2021

平成30年3月、内閣府により「障害者基本計画（第4次）」が策定され、同年4月に和歌山県により「紀の国障害者プラン 2018」が策定されたことを受け、圏域6市町と御坊保健所が協働で「日高圏域障害者プラン 2021」を策定しました。この「日高圏域障害者プラン 2021」には、重点施策の方向性及び圏域の現状・課題とその対応、そして、そのための障害福祉サービスの提供体制の確保等が定められています。計画期間については、日高圏域市町障害者計画が令和3年度から令和8年度まで、日高圏域市町障害福祉計画と日高圏域市町障害児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までとなっています。6市町が連携して、「日高圏域障害者プラン 2021」の遂行に取り組み、定期的な見直しにも対応していきます。

(3) 御坊・日高圏域自立支援協議会

御坊・日高圏域自立支援協議会は、圏域6市町をはじめ、社会福祉協議会等のサービス提供団体、医療機関、御坊保健所、県立支援学校、労働基準監督署等の就労関係機関が構成メンバーとなって、相互に連携し地域における支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に対応した支援体制を整備することを目的としています。協議会は、権利擁護部会と就労部会、精神障害者地域支援部会、子ども部会に分かれて、専門的な視点から支援体制整備を検討、推進に取り組んでいます。今後も、活発に活動し、圏域の障害福祉の将来展望に努めます。

(4) 御坊・日高障害者総合相談センター

御坊・日高障害者総合相談センターでは、社会福祉法人太陽福祉会が運営する「御坊・日高地域障害者生活支援センターあおぞら」と社会福祉法人和歌山県福祉事業団が運営する「日高圏域障害児者相談支援事業所ゆめ」が、6市町が委託した相談支援事業及び計画相談支援事業、認定調査を行っています。今後も、6市町が連携し、当該センターの維持継続と良質な福祉サービスの提供に努めます。

(5) 地域生活支援拠点事業

6市町が連携して社会福祉法人太陽福祉会に委託し、令和3年度より取り組んでいる事業です。事業内容は、緊急時受入事業と地域生活体験事業、コーディネート事業に分かれます。緊急時受入事業は、障害福祉サービスをまだ受けていない人の緊急時の受け入れを行います。地域生活体験事業は、将来の社会生活のために、自宅以外での日中活動の体験の提供、コーディネート事業は、利用者及び家族との連絡や利用内容の調整等、利用に関するコーディネートです。令和3年度から取り組んでいる新しい事業であるので、事業内容の広報・周知等の利用促進に努め、障がいのある人が一人でも多く、自立した生活を送れるような事業展開を図ります。

(6) 障がいのある人への支援

- ① 居宅介護や補装具の給付等の自立支援給付の円滑な実施に努めます。
- ② 日常生活用具給付や意思疎通支援事業等の円滑な実施に努めます。
- ③ 更生医療、育成医療、精神通院医療、重度身体障害者医療等の医療に関する支援の円滑な実施に努めます。
- ④ 町独自の単独事業として、心身障害児福祉年金等の経済的支援や障害者自動車改造助成等の交通手段への支援、就労支援施設利用料補助等の就労への支援、日高川町身体障害者福祉協議会等の団体活動への支援を継続し、必要なところに必要な支援が行き届くよう、検討に努めます。
- ⑤ 民間団体等との連携により、ひきこもり等の精神疾患の人の相談支援、居場所づくりを通じて、社会復帰に向けた取り組みを実施します。

(7) 障がいのある児童への支援

- ① 発達障がいの早期発見に努め、発達支援検討委員会を通じて、適切な就学・進路指導相談を行うとともに、特別支援教育の充実を図ります。
- ② 乳幼児の聴覚障がいについて、早期発見、早期治療が行える施策の充実を図ります。
- ③ 心身障害児福祉年金等の支援により、経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 放課後等デイサービスや児童発達支援等により、児童の保育についての支援を実施します。

(8) 重層的支援への対応

子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクが複合する障がい者世帯の課題については、保健福祉課内に障害福祉担当者をはじめ、高齢者福祉担当者、介護保険事業担当者、生活保護担当者がそれぞれ配置されているため、容易に連携できている状況です。また、社会福祉協議会の金銭管理事業や生活資金貸付事業とも連携し、重層的な支援に取り組みます。

第5章 自然と共生する快適・安全なまち

1. 自然環境と調和したまちの創造



【目的と方針】

本町の特色である日高川流域をはじめとした自然環境との調和を図るとともに、自然エネルギーのまちづくりに向けて、水と緑の豊かな自然環境・景観の保全をはじめ、多面的な環境保全・エネルギー施策を総合的に推進します。

【現状と課題】

地球温暖化が深刻化し、世界的な脅威となっているほか、東日本大震災に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっており、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められています。

本町は、北部には白馬山脈、東南部には真妻山脈が連なり、森林が総面積の約9割を占める緑輝くまちであるとともに、中央部には日高川が流れ、その支流も含めてうるおいのある水辺空間を形成しており、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町ではこれまで、これらの自然の保護をはじめ、クリーン作戦など住民の環境美化運動の促進や学校における環境教育の推進、公害防止条例に基づく公害防止対策の推進、樫山ダム下流域における濁水対策の要請、計画的な地球温暖化対策の取り組みなど、環境保全・エネルギーに関わる各種施策を推進しています。

さらに、令和3年11月29日には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現できるよう、関連する取り組みを推進しています。

このような環境保全・エネルギー施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、住民との協働により推進し、自然環境と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|----------------|----------------------|
| 自然環境と調和したまちの創造 | 自然環境・景観の保全 |
| | 地球温暖化対策の推進 |
| | 新エネルギー施策の推進 |
| | 日高川の水質汚濁防止対策の推進 |
| | 野焼き等環境問題への適切な対応 |
| | 住民の主体的な環境保全活動の促進 |
| | 美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開 |

◀主要施策▶

(1) 自然環境・景観の保全

- ① 土地・森林利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等に当たっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材・工法の導入に努めます。
- ② SDGs の理念を踏まえた環境学習を推進し、本町の自然環境・景観の保全に取り組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進

行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、町全体への波及を進めるため、庁舎内における温室効果ガスの計画的な排出削減を図ります。

(3) 新エネルギー施策の推進

- ① 森林資源を生かした木質バイオマスの活用支援を進めるとともに、白馬山脈等における風力発電事業の導入を支援するなど、多様な観点から新エネルギーの導入に努めます。
- ② ゼロカーボンシティの実現を目指して、蓄電池や LED 照明の導入などのさまざまな取り組みを推進します。

(4) 日高川の水質汚濁防止対策の推進

- ① 日高川及びその支流の水質汚濁を防止するため、関係機関との連携のもと、水質の調査及び監視、指導を積極的に推進します。
- ② 樫山ダム下流域における濁水長期化現象については、河川への流入土砂の削減方策や貯水池内での濁水貯留を軽減する方策等の検討など、総合的な濁水対策を関係機関へ積極的に要請していきます。

(5) 野焼き等環境問題への適切な対応

野焼きをはじめ、事業所等による騒音・悪臭・振動等について、関係機関との連携のもと、公害防止条例等に基づき、調査や監視、指導等を推進し、未然防止に努めます。また、継続的な広報に努めます。

(6) 住民の主体的な環境保全活動の促進

環境教育や啓発活動を積極的に推進し、住民の環境保全意識の高揚を図りながら、クリーン作戦など地域における環境美化運動に取り組みます。さらに、水質浄化運動や省エネルギー運動など、住民の主体的な環境保全活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着化に努めます。

(7) 美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開

景観条例に基づき、住民との協働のもとに美しい景観づくりを進めます。また、公共施設の緑化を推進するとともに、住民の意識啓発を行いながら、地域住民や各種団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花いっぱい運動を展開し、花と緑のまちづくりを進めます。

2. 廃棄物処理等環境衛生の充実



【目的と方針】

循環型社会の形成に向け、広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実を進めるとともに、リデュース（＝廃棄物を減らす）、リユース（＝再使用する）、リサイクル（＝再生利用する）に取り組む3R運動を促進します。
また、町営斎場の適正管理に努めます。

【現状と課題】

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方が問われる中、消費者・生産者・行政の三位一体により、循環を基本とする廃棄物を出さない社会への移行が求められています。

本町のごみは、町指定ごみ袋とステッカーの導入により6種類に分別し、委託業者及び直営により収集し、御坊広域行政事務組合において広域的に処理及びリサイクルを行っています。そのような中、施設の耐用年数が迫っていることから大規模な改修が進められようとしています。

本町では、各戸へのごみ分別辞典の配布や広報・啓発活動をはじめ、学校等による集団回収や生ごみ処理機の購入に対する補助等を行い、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進に努めています。

しかし、家庭から排出されるごみの量は依然として横ばいで推移しており、ごみ分別の徹底や減量化、リサイクル等の一層の促進が求められるほか、山間部を中心に不法投棄が後を絶たず、不法投棄への対応が課題となっています。

このため、収集体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や3R運動の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者によって収集し、御坊広域行政事務組合において広域的に処理しています。今後とも適正な収集・処理に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進していく必要があります。

本町には、川辺斎場と美山・中津斎場の2か所の斎場がありますが、老朽化が進んでいるため、対応が必要となっています。

■ ごみ・し尿収集量の推移 (単位：t、kl)

| | ごみ収集量 | し尿収集量 |
|-------|----------|----------|
| 平成29年 | 2,652.48 | 8,063.70 |
| 平成30年 | 2,711.63 | 8,082.45 |
| 令和元年 | 2,669.25 | 7,956.92 |
| 令和2年 | 2,626.71 | 7,917.88 |
| 令和3年 | 2,615.07 | 7,799.57 |

資料：御坊広域行政事務組合

【施策の体系】

| | |
|-------------------|--------------|
| 廃棄物処理等 環境衛生の充実 | ごみ収集・処理体制の充実 |
| | 3R 運動の促進 |
| | ごみの不法投棄対策の推進 |
| | し尿収集・処理体制の充実 |
| | 浄化槽の適正管理の促進 |
| | 斎場の適正管理 |

◀主要施策▶

(1) ごみ収集・処理体制の充実

- ① ごみ分別辞典の活用や広報・啓発活動の推進により、住民のごみ分別の徹底に努めます。
- ② 広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実を進めます。

(2) 3R 運動の促進

広報・啓発活動の推進をはじめ、集団回収や生ごみ処理機の購入に対する補助等を通じ、住民や事業者の自主的な 3R 運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。

(3) ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の推進や関係機関との連携による監視・パトロール体制の充実等により、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

(4) し尿収集・処理体制の充実

許可業者への指導等により収集体制の充実に努めるとともに、広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるし尿処理体制の充実を図ります。

(5) 浄化槽の適正管理の促進

浄化槽が適正に管理されるよう、保守点検・清掃・水質検査等の実施に関する啓発・指導に努めます。

(6) 斎場の適正管理

斎場について、老朽化の状況に応じて施設・設備の修繕等を行い、適正管理に努めます。

3. 公園・緑地・水辺の整備



【目的と方針】

いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保、花と緑に囲まれた快適な環境づくりに向け、公園・緑地・水辺の整備充実を図ります。

【現状と課題】

公園や緑地は、人々のいこいの場、交流の場、子どもの遊び場としての機能を持つとともに、災害時の避難場所となる重要な施設です。

日高川と緑輝く森林をはじめとする豊かな自然に恵まれた本町には、かわべ天文公園や南山スポーツ公園、森林公園、水辺公園などのほか、自然の水や緑に親しめる場が数多くあります。

しかし、住民の生活に身近ないこいの場や子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえず、身近な公園等の充実が求められているほか、観光・交流の場としての公園や緑地、親水空間の保全・充実が必要となっています。

このため、全町的な視点から、公園・緑地・水辺等の整備を検討していくとともに、既存公園の整備充実や維持管理体制の充実を図る必要があります。

【施策の体系】

| | |
|-----------------|-------------------|
| 公園・緑地・水辺 の整備 | 公園・緑地・水辺整備の検討・推進 |
| | 既存公園の整備充実と管理体制の充実 |

◀主要施策▶

(1) 公園・緑地・水辺整備の検討・推進

全町的な視点に立ち、社会経済的背景とともに住民ニーズの動向を勘案し、また、観光的活用も視野に入れ、集落内における身近な公園や、河川や森林等を生かした特色ある親水・親緑空間の整備について検討・推進します。

(2) 既存公園の整備充実と管理体制の充実

老朽化への対応や利用率の向上、安全性の向上に向け、既存公園の施設・設備の定期的な点検と整備充実を進めるほか、地域住民や各種団体等による公園・緑地等の維持管理を促進します。

4. 消防・防災の充実



【目的と方針】

南海トラフ地震等の発生が懸念されている中、昭和28年紀州大水害、平成23年紀伊半島大水害及び東日本大震災等の発生を踏まえ、災害や危機に強い安全・安心なまちづくりに向け、消防力の一層の強化を図るとともに、地域防災計画に基づき、総合的な防災・減災体制の確立及び危機管理体制の充実を図ります。

【現状と課題】

安全・安心への人々の意識がさらに高まる中、大地震への備えをはじめとする消防・防災体制の一層の充実が求められています。

本町の消防体制は、非常備消防として、8分団、263人で構成される消防団が組織されているほか、常備消防として、日高広域消防事務組合中津出張所が設置されており、互いに連携して消火活動や防火活動を行っています。

しかし、消防団においては少子高齢化の進行等に伴い、団員の高齢化や団員数の減少が進み、団員の確保や昼間の消防力の維持が喫緊の課題となっているほか、常備消防についても、広大な面積や火災発生要因の複雑・多様化に対応した体制の充実や、さらなる広域化への対応が求められています。また、消火栓や防火水槽等の消防水利をはじめとする施設面の充実も必要となっています。

防災面については、昭和28年紀州大水害、平成23年紀伊半島大水害及び東日本大震災等の発生をはじめ、東海・東南海・南海地震の発生確率や、ほとんどが森林で、災害時に孤立するおそれのある集落が点在する本町の特性を十分に踏まえた総合的な防災・減災体制の確立が急務となっています。

このような中、町地域防災計画に基づき、災害時の情報伝達手段や地域における自主防災体制の充実をはじめ、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災・減災体制を早期に確立していくとともに、災害の未然防止に向けた治山・治水対策を進めていく必要があります。

さらに、令和元年度には防災・減災体制の拠点となる防災センターが竣工し、防災体制及び救援物資の集積・運搬等の機能強化に向けた取り組みを進めています。また防災センターを通じて、住民の日頃の防災意識の高揚に努めています。

また、国際情勢の緊張感が高まっている中、有事への備えも求められていることから、武力攻撃等による緊急事態に向けた対策に取り組むことも必要です。

■火災発生状況

(単位：件)

| | 発生件数 | | | |
|---------|------|----|----|-----|
| | 総数 | 建物 | 林野 | その他 |
| 平成 29 年 | 9 | 3 | 1 | 5 |
| 平成 30 年 | 5 | 0 | 1 | 4 |
| 令和元年 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 令和 2 年 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 令和 3 年 | 6 | 1 | 0 | 5 |

資料：日高広域消防事務組合
注) 各年 1 月～12 月

【施策の体系】

| | |
|----------|----------------|
| 消防・防災の充実 | 消防団等の充実 |
| | 常備消防・救急体制の充実 |
| | 消防施設・設備の整備 |
| | 総合的な防災・減災体制の確立 |
| | 治山・治水対策の促進 |
| | 武力攻撃等緊急事態対策の推進 |

◀主要施策▶

(1) 消防団等の充実

- ① 住民の理解と協力を求めながら、消防団及び行政が一体となって団員確保に取り組むとともに、研修・訓練の推進による団員の資質向上等に努め、消防団の充実を図ります。
- ② 婦人防火クラブに対しては、災害時には自主防災組織と連携した活動が行えるよう、日頃から避難所運営や炊き出し等の訓練に取り組めます。
- ③ 防災士資格の取得を促進することにより、平常時より災害に対する意識の向上を図り、災害時における地域防災リーダーの育成に努めます。

(2) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実等を進め、日高広域消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図るとともに、関係自治体との協調のもと、常備消防のさらなる広域化に向けた取り組みを進めます。

(3) 消防施設・設備の整備

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防ポンプ自動車や詰所、消火栓や防火水槽などの消防水利をはじめとする各種消防施設・設備の計画的な更新を図ります。

(4) 総合的な防災・減災体制の確立

昭和 28 年紀州大水害、平成 23 年紀伊半島大水害及び東日本大震災等を教訓として、町地域防災計画等の指針に基づいた、総合的な防災・減災体制の確立に向けて取り組みます。特に、防災マップの定期的更新、災害時の情報伝達手段の一層の充実、防災倉庫の整備、自主防災組織の実質的な活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の充実等を重点的に進めます。さらに、広域的な防災・減災対策として、周辺地域における高速道路のサービスエリアを、大災害時における津波からの緊急避難所や救急物資の集積・搬送の拠点、緊急医療活動の拠点として整備することを関係機関に提言していきます。

(5) 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、日高川水系河川整備計画の事業実施の早期着工、日高川の引提工事や支流である堂閉川・矢田川等の整備を行うなどの河川改修を推進するとともに、椿山ダムの洪水調節等の見直しを行い、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

(6) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画の見直しの検討を進めるとともに、情報提供や関係機関の連携協力などの取り組みを進めます。

5. 交通安全・防犯の充実



【目的と方針】

交通事故や犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体との連携のもと、交通安全・防犯対策のさらなる充実を図ります。

【現状と課題】

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の交通事故防止を中心とした安全対策の強化が求められています。

本町では、警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検等を行い、道路環境の向上や交通安全施設の整備を進めています。

本町における交通事故の発生状況については、若干の減少傾向にありますが、道路網の整備に伴う交通量の増加や車両の通行速度の上昇など、解決すべき課題が残されています。

このため、今後の交通量の一層の増加や高齢化の進行等も勘案しながら、住民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、交通安全意識の高揚を図っていくとともに、防犯カメラの拡充など交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

また、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪やインターネットを使った顔の見えない犯罪の発生、犯罪の低年齢化、広域化等を背景に、防犯体制の強化が強く求められています。

本町では、警察などの関係機関・団体と連携し、パトロールの実施や啓発活動の推進、各種防犯・地域安全活動の促進、LED 防犯灯の設置促進等を通じ、犯罪の未然防止に努めています。

しかし、近年、犯罪は全国的には減少傾向にあるものの、本町においては、農山村地域の防犯意識の低さを狙った窃盗や電話を使った詐欺事件など、高齢者や子どもなどの社会的に不利な立場にある人を標的とした犯罪事例が増加傾向にあります。

このため、今後一層、住民の防犯意識の高揚や防犯体制の強化を進めるとともに、犯罪被害者への対応の充実を図るなど、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

■交通事故発生状況

(単位：件、人)

| | 発生件数 | 死傷者数 | |
|---------|------|------|----|
| | 総数 | 死者 | 傷者 |
| 平成 28 年 | 22 | 0 | 35 |
| 平成 29 年 | 11 | 2 | 20 |
| 平成 30 年 | 8 | 1 | 9 |
| 令和元年 | 13 | 1 | 17 |
| 令和 2 年 | 4 | 0 | 4 |

資料：和歌山県警本部
注) 各年 1 月～12 月

■高齢者（65 歳以上）の交通事故発生状況

(単位：件、人)

| | 発生件数 | 死傷者数 | |
|---------|------|------|----|
| | 総数 | 死者 | 傷者 |
| 平成 28 年 | 11 | 0 | 7 |
| 平成 29 年 | 5 | 2 | 3 |
| 平成 30 年 | 2 | 1 | 2 |
| 令和元年 | 4 | 0 | 5 |
| 令和 2 年 | 2 | 0 | 2 |

資料：和歌山県警本部
注) 各年 1 月～12 月

【施策の体系】

| | |
|----------------|----------------------|
| 交通安全・防犯の 充実 | 交通安全に関する啓発等の推進 |
| | 交通安全施設の整備 |
| | 事故や犯罪の起こりにくい環境づくり |
| | 防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進 |
| | SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進 |
| | 防犯灯及び防犯カメラの設置促進 |
| | 犯罪被害者への対応 |
| | 消費者支援の充実 |

《主要施策》

(1) 交通安全に関する啓発等の推進

警察や関係団体等との連携のもと、交通指導体制の充実を進めながら、各年齢層に応じた効果的な啓発活動や交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の向上を図ります。

特に高齢者の交通事故防止の観点から、警察や町交通指導委員会、交通安全協会と連携を図り、老人クラブ等に対する交通安全啓発活動を進めます。

(2) 交通安全施設の整備

- ① 地域住民との連携のもと、危険箇所の点検・調査を行いながら、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。
- ② 通学道路等の歩道整備を推進し、通学路合同安全点検の実施と対策の検討を図ります。

(3) 事故や犯罪の起こりにくい環境づくり

道路や公園などの公共空間における見通しの確保や死角の解消に向けて取り組むなど、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

(4) 防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進

警察や関係団体等との連携のもと、パトロール活動や啓発活動等を推進し、住民の防犯意識の高揚や自主的な防犯・地域安全活動の促進を図るほか、活動の活発化に向け、自治防犯組織の育成に努めます。

(5) SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進

近年、世代を問わず普及している Facebook や LINE、Twitter 等のソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) を利用した犯罪が増していることから、消費者相談窓口の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携のもと、啓発活動を通じた被害の未然防止に努めます。

(6) 防犯灯及び防犯カメラの設置促進

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、各地区における LED 防犯灯の設置支援と防犯カメラの設置促進に努めます。

(7) 犯罪被害者への対応

犯罪被害に対する速やかな対応を図るため、積極的に関係機関との連携を図ります。

(8) 消費者支援の充実

- ① 県消費生活センター等関係機関との連携のもと、広報紙や CATV、パンフレット等の活用、講座・教室の開催等を通じ、消費者への啓発、消費生活情報の提供を図ります。
- ② 被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

6. 上下水道の整備



【目的と方針】

安全・安心な水の安定供給に向け、水道施設未整備地区の整備及び上水道事業へ一本化された施設を適正に管理するとともに、日高川の水質保全と美しく快適な住環境づくりに向け、集落排水施設への加入促進と適正管理、合併浄化槽の設置促進に努めます。

【現状と課題】

水道は、健康で快適な住民生活と活力ある産業活動に一日も欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町における水の供給は、上水道事業を基本として、地元管理の飲料水供給施設、個人管理の谷水や井戸等によって行われています。飲料水供給施設の施設管理については高齢化が課題となっていますが、引き続き施設の管理に対する支援を行い、維持していくことが必要です。

また、上水道事業は、安全・安心な水を安定供給できるよう中長期的な観点での施設整備の更新を行うことが必要です。

一方、下水道は、農業集落排水と林業集落排水を合わせて9地区、これ以外の処理区域においては合併処理浄化槽の設置を促進しています。今後も快適な環境づくりに向け、集落排水施設の機器類の計画的な更新と合併浄化槽の設置促進に努める必要があります。

【施策の体系】

| | |
|---------|------------------|
| 上下水道の整備 | 水道施設の整備充実と適正管理 |
| | 水質の安全確保 |
| | 集落排水施設の適正管理と加入促進 |
| | 合併浄化槽の設置促進 |

◀主要施策▶

(1) 水道施設の整備充実と適正管理

- ① 上水道事業における水道施設を常に良好な状態に保つよう、計画的な更新及び耐震化を進めるとともに、全般的な災害対策に取り組みます。
- ② 地元管理の飲料水供給施設等については、施設の更新を推進するとともに、施設の維持管理支援の充実を図ります。
- ③ 谷水等を直接飲用している地区の施設整備を行い、安全・安心な飲料水の確保を図ります。

(2) 水質の安全確保

水源周辺の環境保全を図り、水源水質の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を実施し、水質の安全確保に努めます。

(3) 集落排水施設の適正管理と加入促進

農業集落排水施設・林業集落排水施設を整備した地区において、施設の計画的な更新及びその適正管理に努めるとともに、加入を促進します。

(4) 合併浄化槽の設置促進

集落排水事業の集合処理施設のない地区において、合併浄化槽の設置を促進します。

第6章 ともに創る自立したまち

1. 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進



【目的と方針】

住民の社会性と協調性を育みつつ、すべての人々の「個」が尊重され、だれもが分け隔てられることなく、ともに生きることができるまちづくりを進めます。

【現状と課題】

性別や世代、障がいの有無に関わらず、社会を構成するすべての人々が尊重され、ともに生きることができるまちづくりが求められています。

本町では、基本的人権の尊重と人権意識の高揚、男女共同参画に関する意識改革に取り組んできた中で、住民間にその意識が浸透しつつあり、着実に成果を挙げてきています。

しかしながら、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人などにおいて、今なお人権侵害が見受けられるほか、近年は家庭内暴力や虐待、インターネット上での人権侵害など、より対応の強化が求められる問題に加え、職場などにおける力関係を不当に利用した人権侵害など、新たな問題も発生しています。

このため、今後は、あらゆる機会を捉えた人権意識の啓発とともに、差別や偏見、虐待などのない、「個」の尊厳が大切にされ、なおかつだれもが分け隔てられることなく、自分らしく生きることができるまちづくりを進めることが求められています。

【施策の体系】

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進 | 人権教育・啓発推進体制の充実 |
| | 男女平等の実現に向けた意識改革の推進 |
| | 政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進 |
| | 労働・雇用における個性と能力の発揮 |
| | 相談体制等の充実 |

《主要施策》

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

- ① 人権推進会を中心として、関係機関・団体をはじめ、地域、学校等との連携を一層強化するとともに、指導者の養成・確保を図り、自発的な人権教育や啓発活動が行える体制の整備に努めます。
- ② これまでの取り組みを踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、学校、家庭、地域、職域、その他あらゆる場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ（LGBTQ+）などの各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(2) 男女平等の実現に向けた意識改革の推進

広報・啓発活動の充実をはじめ、男女平等の視点に立った学校教育の推進や学習機会の充実、気運の醸成等を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた取り組みを推進します。

(3) 政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進

町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、町女性職員の職域の拡大と管理職への登用、事業者等への女性登用に関する情報提供、女性の能力向上に向けた講座・教室の開催、女性団体の活動支援等を行うとともに、政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進に努めます。

(4) 労働・雇用における個性と能力の発揮

男女がともに対等な立場で働くことができるよう、育児・介護等にかかる休業制度の活用や仕事と家庭の両立を促す情報提供など、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する支援等を行い、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、職業能力の開発・向上のための支援や自営業における就業環境の整備促進等に努めます。

(5) 相談体制等の充実

DV などの暴力をはじめ、男女共同参画に関する住民のさまざまな悩みに応えるため、関係機関との連携を強化し、安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、DV 被害者等の保護や自立支援、男女の人権を損なうような表現並びに過度の性的な表現の排除のための取り組み等に努めます。

2. コミュニティ力の発揮



【目的と方針】

住民自治による個性的で自立した地域づくり、支え合い助け合う地域づくりが行われるとともに、その力を十分に発揮できるよう、コミュニティの活力を促進する環境整備を進めます。

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等によるコミュニティの弱体化が全国的に懸念される中、ともに助け合い支え合いながら地域の課題を自ら解決していくコミュニティ機能の再生が大きな課題となっています。

本町には、豊かな自然や歴史文化、農山村としての歩みなどを背景に、古くから培われてきた人情や地域のつながりが色濃く残っており、行政区ごとに自治組織が形成され、さまざまな活動が展開されています。

そのような中で、近年、農業や田舎暮らしなどの体験事業の実施により、都会からの移住者が増加傾向にあります。しかし、人口減少や少子高齢化には歯止めがかからず、全体的にコミュニティ活動が停滞している状況であり、引き続き大きな課題となっています。

特に山間部を中心に、世帯数の減少などに伴い、コミュニティ活動が困難になってきており、一部地域で集落再生の取り組みを試行するなど、コミュニティの再生に努めているところです。

このような状況を踏まえ、今後とも、人口減少及び少子高齢化のさらなる進行など、社会経済情勢の変化を見通しながら、コミュニティの再生と創造、集落機能の維持に向けた環境整備を総合的に推進する必要があります。

【施策の体系】

| | |
|----------------|----------------|
| コミュニティ力の 発揮 | コミュニティ意識の啓発 |
| | コミュニティ活動の活性化支援 |
| | 集落機能の維持推進 |

◀主要施策▶

(1) コミュニティ意識の啓発

広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、住民のコミュニティ意識、自治意識の高揚に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

既存の自治組織の活動及び活動拠点となる集会施設等の整備充実に対する支援を引き続き行い、活動の活発化を促進します。

(3) 集落機能の維持推進

既存の自治組織単位の再編による新たなコミュニティの設定と育成をはじめ、新時代のコミュニティの育成に向けた支援施策について検討・推進するとともに、集落機能の維持に向けた取り組みを総合的に進めます。

3. 協働のまちづくりの推進



【目的と方針】

住民と行政とが力を合わせた協働のまちづくりを進めていくために、多様な分野において住民と行政との新たな関係の構築を進めます。

【現状と課題】

多様化する住民ニーズに効果的に対応し、自主自立のまちづくりを進めていくためには、住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。そのためには、住民と行政とが情報・意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

本町では、広報紙やホームページ、CATV、地区懇談会、アンケート調査等を通じた広報・広聴活動を行い、住民への情報提供や意見の反映に努めているほか、情報公開条例の制定のもと、情報公開を推進しています。また、審議会や委員会の開催を通じた各種行政計画の策定への住民参画の促進、各種住民団体の活動支援などに努めています。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、住民参画・協働を促進する施策を総合的に進めていく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|-----------------|------------------------|
| 協働のまちづくり の推進 | 広報・広聴活動の充実 |
| | 情報公開の推進 |
| | 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進 |
| | 公共施設の整備・管理等へ向けた協働の促進 |
| | ボランティア、NPO等の育成 |

◀主要施策▶

(1) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページ、CATVによるデータ放送、SNS等を通じた広報活動の充実に努めるとともに、地区懇談会やアンケート調査等を活用した広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

住民参画による公正で開かれた町政運営を進めるため、文書管理体制の充実のもと、個人情報保護に留意しながら、適切かつ円滑な情報公開を推進します。

(3) 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進

審議会や委員会への住民の参画やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定、点検・評価、見直しへの住民参画・協働体制の充実に努め、政策形成過程からその見直しまでの住民の参画・協働を促進します。また、地域住民の声を町の施策に反映させ、地域の特性に応じた振興施策の推進に努めます。

(4) 公共施設の整備・管理等へ向けた協働の促進

公共施設管理計画に基づき、指定管理者制度の活用や外部委託等の外部活力を導入するなど、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供へ向けた協働を促進します。さらに、適切な官民連携に取り組み、時代の流れに対応した施設計画や管理、運営を模索・検討します。

(5) ボランティア、NPO等の育成

今後のまちづくりの担い手として、各種住民団体はもとより、ボランティアやNPO等の育成に努めます。

4. 自主自立の自治体経営の推進



【目的と方針】

地方分権時代にふさわしい自主自立のまちを創造・経営していくため、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、行財政改革を継続的に推進します。

【現状と課題】

地方分権が進展する中、これからの地方公共団体には、住民との協働を基本に、限られた経営資源を有効に活用しながら、自らの責任と判断で自主自立のまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくことができる行財政能力が一層強く求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に向けた対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなどの課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）が求められています。

本町ではこれまで、町村合併後の行財政改革の強力な推進により、着実にその成果を挙げてきましたが、人口減少や少子高齢化等を背景に、引き続き厳しい財政運営を迫られることが予想されるほか、安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会経済情勢の急速な変化を十分に踏まえた自治体経営が求められています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を十分に踏まえながら、行政運営の効率化及び組織機構の見直しをはじめ、定員管理の適正化や人材育成、健全な財政運営の推進など、行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

【施策の体系】

| | |
|-------------------|---------------|
| 自主自立の自治体 経営の推進 | 持続可能な行財政運営の推進 |
| | 広域行政の推進 |

◀主要施策▶

(1) 持続可能な行財政運営の推進

- ① 事務事業のさらなる見直しをはじめ、組織の再編成、公共施設の運営管理の見直し、補助事業の検証、使用料・手数料の見直しなど、行財政運営の効率化及び組織機構の見直しを進めます。
- ② 行政と民間の役割分担を見直し、民間に委ねることが適当な事業については、行政責任の確保や行政サービスの維持向上に十分留意しつつ、民間委託等を推進します。さらに、積極的な公民連携に努めます。
- ③ 定員管理の適正化に努めるとともに、人材育成を目的に導入した人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの政策形成能力とその実践力の向上に努めます。
- ④ 地方公営企業について、経営の健全化に向けた取り組みを進めます。
- ⑤ 上記の行財政改革の推進とともに、財政状況の分析・公表を行いながら、事業効果や優先度等を総合的に勘案して効率的な財源配分を図り、持続可能な財政運営を推進します。
- ⑥ ふるさと納税の取り組みを進めるなど、自主財源の確保に努めます。

(2) 広域行政の推進

- ① 御坊周辺広域市町村圏の一体的な発展に向け、「御坊周辺広域市町村圏計画」に基づく施策・事業を推進するとともに、その他の一部事務組合や広域連合による共同事業の充実に努めます。
- ② 国や県の動向等も注視しながら、新たな広域連携のあり方について検討していきます。

資料編

1. 諮問書・答申書

【諮問書】

日川企第230号
令和4年9月2日

日高川町長期総合計画審議会
会長 朝間一行様

日高川町長 久留米 啓史

第2次日高川町長期総合計画について（諮問）

日高川町の現状と社会・経済情勢の変化を踏まえ、まちづくりの指針となる第2次日高川町長期総合計画（後期計画）を策定するにつき、貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

令和5年2月22日

日高川町長 久留米啓史 様

日高川町長期総合計画審議会
会長 朝間一行

第2次日高川町長期総合計画 後期計画（案）について（答申）

令和4年9月2日付け日川企第230号で諮問のあった第2次日高川町長期総合計画 後期計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

答申

令和9年度を目標とする第2次日高川町長期総合計画 後期計画（案）は、本町を取り巻く社会・経済情勢を十分に踏まえ、現状の見極めと将来の展望を的確に捉えた上で、今後のまちづくりの方針を明記したものであり、妥当であると認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項への十分な配慮とともに、その実現に向けて努力されるよう要望します。

記

1. 本計画を住民と行政の共通の指針と位置づけ、その趣旨と内容を広く住民に周知し共感をいただきながら、住民の参画と協働のもと計画実現に向けて努力されたい。
2. 国、県、周辺市町及び関係機関等と緊密な連携を図り、職員が一丸となって取り組むことはもとより、本計画の実現に向けて、専門的な知識の習得やリーダーの育成等の職員の資質向上にも努力されたい。
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大や少子高齢化の進展など先行きが不透明な中、様々な環境変化に柔軟に対応しながら、誰もがこのまちで安心して心豊かにいきいきと暮らし続けることができるよう、本計画に基づく各施策を着実に推進するよう努められたい。
4. 限られた財源を有効に活用し、人口減少対策や過疎対策をはじめ、町内3地域の特性を活かした施策に取り組まれたい。
5. 行財政運営の効率化等の行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を推進されたい。
6. 本計画の実施に関して、各分野の実施計画の策定や政策立案等においては、本計画を常に意識し、また本計画の実行においては評価・検証を行い、その結果を公表するとともに必要に応じて見直しを行うなど、本計画が必ずや「まちづくり」に生かされるものとされたい。

2. 日高川町長期総合計画審議会条例

平成19年3月15日

条例第3号

改正 平成19年6月22日条例第22号

平成22年6月29日条例第16号

平成25年9月20日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、日高川町長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の長期総合計画の策定に関する事項について審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会の議員の代表者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、長期総合計画の策定が完了し、又はその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員に報酬を支給する。

2 委員の報酬の額は、予算において定める。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月22日条例第22号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第16号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月20日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3. 日高川町長期総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

| 区 分 | 氏 名 | 役職・分野 | 備 考 |
|------|---------|-------------------------------------|-----|
| 1号委員 | 熊 谷 重 美 | 日高川町議会議員 | |
| 2号委員 | 玉 置 孝 勇 | 川辺地区区長会 会長 日高川町区長会連絡協議会 副会長 | |
| | 田 原 幹 雄 | 中津地区区長会 会長 日高川町区長会連絡協議会 副会長 | |
| | 朝 間 一 行 | 美山地区区長会 会長 日高川町区長会連絡協議会 会長 | 会 長 |
| | 林 千 栄 | 日高川町教育委員会 教育委員 | |
| | 林 保 行 | 日高川町社会福祉協議会 会長 | 副会長 |
| | 西 幸 子 | 日高川町母子保健推進委員会 会長 | |
| | 中 家 哲 | 紀中森林組合 組合長理事 | |
| | 黒 田 量 也 | 日高川町商工会 会長 | |
| | 石 倉 忠 明 | 日高川町観光協会 会長 | |
| | 松 井 利 郎 | 日高川町農業振興協議会 会長 | |
| | 西 川 知 希 | 日高川町移住受入協議会 会長 | |
| 3号委員 | 塩 見 亜 希 | 日高川町子ども会連絡会 会長 | |
| | 西 川 彰 則 | 学識経験者 (公立大学法人和歌山県立医科大学 病院 教授) | |
| | 奥 村 彩 乃 | 学識経験者 (前回委員・移住定住) | |

4. 策定経過

| 日 時 | 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 令和4年7月19日（火） ～令和4年7月25日（月） | 関係団体ヒアリングの実施 |
| 令和4年9月2日（金） | 第1回 日高川町長期総合計画審議会 ○諮問事項について ○後期基本計画（骨子案）について |
| 令和4年11月29日（火） | 第2回 日高川町長期総合計画審議会 ○後期基本計画（素案）について ○パブリックコメントについて |
| 令和5年1月13日（金） ～令和5年1月27日（金） | パブリックコメントの実施 |
| 令和5年2月17日（金） | 第3回 日高川町長期総合計画審議会 ○パブリックコメントの結果について ○第2次日高川町長期総合計画 後期基本計画（案） について |
| 令和5年2月22日（水） | 審議会から町長へ答申 |

5. 成果指標の設定

| 指標名 | 単位 | 令和3(2021)年度 (実績) | 令和9(2027)年度 (目標) |
|-----------------------------|-----------|---------------------|---------------------|
| ●住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち | | | |
| ◇住環境の維持・向上 | | | |
| 合併浄化槽への移行が完了した町営住宅戸数(割合) | 戸 (%) | 211 (98.1) | 215 (100.0) |
| ◇土地の有効利用 | | | |
| 地籍調査事業進捗率 | % | 94.45 | 100.00 |
| ◇道路・交通ネットワークの整備 | | | |
| 町道の改良延長(率) | km (%) | 170.836 (37.0) | 174.000 (37.6) |
| ◇情報ネットワークの整備 | | | |
| 町ホームページの平均アクセス数 | 件/月 | 7,980 | 10,000 |
| 携帯電話の不感地区 | 地区 | 7 | 5 |
| ●活力と交流に満ちた元気産業のまち | | | |
| ◇農業の振興 | | | |
| 認定農業者数 | 人 | 131 | 130 |
| 新規就農者数* | 人 | 1 | 5 |
| 担い手への農地の集約面積 | ha | 228 | 397 |
| ほ場整備率 | % | 水田 31.8 畑 13.7 | 水田 47.5 畑 13.7 |
| 農産物加工グループ数 | 団体 | 19 | 19 |

「」が付してある指標の数値については、次の内容を示しています。

「令和3(2021)年度(実績)」：前期計画期間内(平成30(2018)～令和4(2022)年度)における累計(見込みを含む)

「令和9(2027)年度(目標)」：本計画期間内(令和5(2023)～9(2027)年度)における累計

| 指 標 名 | 単 位 | 令和3 (2021) 年度 (実績) | 令和9 (2027) 年度 (目標) |
|---------------------------|----------------|------------------------|-----------------------|
| ◇林業の振興 | | | |
| 素材生産量 | m ³ | 12,657 | 15,000 |
| 紀州備長炭生産量 | t | 446 | 450 |
| 乾シイタケ生産量 | t | 1.2 | 1.2 |
| シキミ生産量 | kg | 555 | 560 |
| サカキ生産量 | kg | 19,876 | 19,000 |
| ◇商工業の振興 | | | |
| プレミアム商品券の発行による 地元消費喚起額 | 万円 | 3,250(通常) 1,500(飲食) | 1,800 |
| 町内事業者数 | 社 | 479 | 479 |
| ◇観光の振興 | | | |
| 観光入込客数 | 人 | 466,615 | 850,000 |
| 体験観光入込客延人数 | 人 | 1,886 | 2,500 |
| 農家民泊延人数 | 人 | 9 | 200 |
| 外国人の農家民泊延人数 | 人 | 0 | 200 |
| ◇雇用対策の推進と後継者の定住促進 | | | |
| 移住世帯数* | 世帯 | 48 | 90 |

| 指 標 名 | 単 位 | 令和3 (2021) 年度 (実績) | 令和9 (2027) 年度 (目標) |
|------------------------------|-----|-----------------------|-----------------------|
| ●豊かな心を育む教育・文化のまち | | | |
| ◇生きる力を育む学校教育の推進※ | | | |
| 将来の夢や目標を持っている児童の割合 (小学校) | % | 78.6 | 100.0 |
| 将来の夢や目標を持っている生徒の割合 (中学校) | % | 63.3 | 100.0 |
| 学校に行くのが楽しいと思う児童の割合 (小学校) | % | 96.1 | 100.0 |
| 学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 (中学校) | % | 90.1 | 100.0 |
| 朝食を食べる児童の割合 (小学校) | % | 88.0 | 100.0 |
| 朝食を食べる生徒の割合 (中学校) | % | 96.7 | 100.0 |
| ◇学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成 | | | |
| 青少年体験活動の参加者数* | 人 | 51 | 200 |
| 地域学習に協力する団体数 | 団体 | 7 | 7 |
| 青少年団体数 | 団体 | 2 | 3 |
| ◇生涯学習の推進 | | | |
| 生涯学習関連施設の稼働率 | % | 89.1 | 95.0 |
| ◇文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承 | | | |
| 文化関連施設の稼働率 | % | 1.0 | 10.0 |
| ◇元気を生み出すスポーツの振興 | | | |
| スポーツ施設の稼働率 | % | 41.9 | 50.0 |

※指標名及び実績については、令和4年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果による。

| 指 標 名 | 単 位 | 令和3 (2021) 年度 (実績) | 令和9 (2027) 年度 (目標) |
|----------------------------|-----|-----------------------|-----------------------|
| ●だれもが元気になる健康福祉のまち | | | |
| ◇健康づくり・医療体制の充実 | | | |
| 特定健康診査受診率 | % | 48.00 | 55.0 |
| 特定保健指導実施率 | % | 28.7 | 35.0 |
| 食生活改善推進員数 | 人 | 68 | 70 |
| 国民健康保険税収納率（現年分） | % | 97.96 | 98.20 |
| 国民健康保険被保険者の1人当たりの 年間医療費 | 円 | 405,115 | 400,000 |
| ◇地域福祉の充実 | | | |
| 福祉ボランティア登録者数 | 人 | 234 | 270 |
| 福祉ボランティア団体数 | 団体 | 14 | 20 |
| 生活保護受給世帯から自立した世帯数* | 世帯 | 1 | 5 |
| 被保護世帯数 | 世帯 | 29 | 25 |
| ◇子育て支援の充実 | | | |
| 乳幼児健診受診率 | % | 99.68 | 100.0 |
| 子育て支援センターの延利用者数 | 人 | 2,161 | 2,700 |
| ◇高齢者福祉の充実 | | | |
| 高齢者人口に対する要介護認定者の割合 | % | 21.8 | 19.0 |
| 認知症サポーター登録者数 | 人 | 2,412 | 2,600 |
| 介護予防講演会参加者数 | 人 | 28 | 200 |
| ふれあいいいききサロン参加者数 | 人 | 125 | 3,000 |
| ◇障がい児者福祉の充実 | | | |
| グループホーム数 | 箇所 | 1 | 2 |
| 一般就労への移行者数* | 人 | 0 | 1 |
| 共同作業所施設数 | 箇所 | 3 | 3 |

| 指 標 名 | 単 位 | 令和3 (2021) 年度 (実績) | 令和9 (2027) 年度 (目標) |
|--------------------------|-----|-----------------------|-----------------------|
| ●自然と共生する快適・安全なまち | | | |
| ◇自然環境と調和したまちの創造 | | | |
| 花いっぱい運動に取り組む団体数 | 団体 | 24 | 30 |
| ◇廃棄物処理等環境衛生の充実 | | | |
| クリーン作戦参加団体数 | 団体 | 77 | 84 |
| 集団廃品回収活動団体数 | 団体 | 14 | 15 |
| ◇消防・防災の充実 | | | |
| 防災訓練への参加者数 | 人 | 1,149 | 5,000 |
| ◇交通安全・防犯の充実 | | | |
| 交通安全教室実施回数 | 回 | 8 | 10 |
| ◇上下水道の整備 | | | |
| 上水道管の耐震適合率 ^{※1} | % | 49.7 | 51.0 |
| 汚水処理人口普及率 ^{※2} | % | 92.8 | 94.0 |
| ●ともに創る自立したまち | | | |
| ◇自主自立の自治体経営の推進 | | | |
| ふるさと納税の額 | 千円 | 31,221 | 100,000 |

※1…耐震適合率：耐震適合管路延長／総管路延長

※2…汚水処理人口普及率：汚水処理人口／住民基本台帳人口

6. 用語解説

【あ行】

◇ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。従来広く使われている「IT (Information Technology)」（情報技術）にコミュニケーションを加えた表現。

◇I・J・Uターン

都市部で生まれ育った人が、自然に恵まれた環境や人とのふれあいを重視したライフスタイルを求めて地方に転居すること（＝Iターン）、地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、元の生まれ故郷でない近隣の別の地方に転居すること（＝Jターン）、元々地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、再び地元に戻ることに（＝Uターン）をまとめて呼称したもの。

◇EC（電子商取引）

Electronic Commerce の略。インターネットやコンピューター上での電子的な手段によって、商品の売買やサービスなどの取引を行うことで、Eコマースと呼ばれることもある。

◇SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称。人と人とのコミュニケーションを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Twitter や Facebook、LINE、Instagram などがある。

◇NPO

Non-Profit Organization (非営利団体) の略。営利を目的としない公共的な活動を行う民間団体。

【か行】

◇キャリア教育

キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。ニートやフリーターの増加が社会的な問題となっている今、子どもの勤労観・職業観を養い、将来を考えさせるきっかけを与えることは、学校教育でも重視されつつある。

◇協働

住民や行政、その他のまちづくりに関わるさまざまな立場の人が互いに尊重し合い、それぞれが対等な立場で協力し、ともに活動すること。

◇コミュニティ

共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会等、地域のつながり（地縁）によって集まる地域型コミュニティや、個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマ型コミュニティがある。

【さ行】

◇持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

◇循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

◇食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

◇新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

◇ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体を指す。環境省が定義している。

【た行】

◇第1次産業

農業、林業、漁業を指す。

◇第2次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業を指す。

◇第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業などを指す。

◇地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう整えられた、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービス等の提供体制のこと。

◇DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称。デジタル技術を用いた単純な改善・省人化・自動化・効率化・最適化にとどまらず、社会の根本的な変化に対して、時に既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための改革のこと。

◇特化係数

自治体の域内従業者数全体に占める産業別構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して従業者数が多いことを示す。特化係数が高い産業ほど本町における従業者が多く、本町の特色を示す産業であるといえる。

【な行】

◇二地域居住

都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ生活様式。

◇ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案され、年齢や体力にかかわらず、だれもが楽しめるスポーツを指す。ソフトバレーボールやビーチボール、グラウンドゴルフなど。

【は行】

◇バリアフリー

高齢者や障がいのある人などの諸活動を制約する障壁（バリア）を取り除くこと。

【ま行】

◇民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

【ら行】

◇ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。

◇リモートワーク

Remote（遠隔）とWork（働く）を組み合わせた造語で、オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態を指す。

◇療育

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行う、治療と保育のこと。

◇ローカル5G

企業や自治体などが、自社や当該自治体専用の5G環境を構築・運用できるネットワークのこと。



第2次
日高川町長期総合計画
後期基本計画

発行年月：令和5年3月

発行：日高川町

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

TEL:0738-22-2041(企画政策課)